

教育民生常任委員会資料

令和5年6月15日

種別	説明事項	所管課	ページ番号
議案関係	追加議案（令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第3号)）について	子育て応援課	・・・ 1
報告	令和5年度におけるDX推進のうごきについて	総務課	・・・ 2
報告	地域づくりの方針について	企画政策課	・・・ 15
報告	デジタル田園都市国家構想総合戦略について	企画政策課	・・・ 18
報告	Aコープ赤碕店閉店に伴う買物環境確保について	企画政策課	・・・ 19
報告	JR赤碕駅舎の活用について	企画政策課	・・・ 21
報告	琴浦町環境基本計画について	町民生活課	・・・ 22
報告	ねんりんピック琴浦実行委員会設立総会	社会教育課	・・・ 79
報告	琴浦町人権施策実施計画の策定について	人権・同和教育課	・・・ 82

1 基本情報

事業番号	89	事業名	保育所運営（配分外）				事業区分	☐ 新規 ☒ 継続	
担当課	子育て応援課			担当係	こども未来係				
予算区分	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	2	保育所運営費
まちづくり ビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり					⑥子どもを産み育てやすい環境づくり			
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	
3号補正 6月定例	153,953	1,771	0	787	0	0	984	
補正後		155,724	49,396	21,688	6,133	0	78,507	

3 事業の概要

補正の概要	事業所の閉店に伴い、こども園への給食用食材の当日配送が受けられなくなる。今後は前日配送による食材調達となるため、食材を保管するための冷凍冷蔵庫を整備し、こども園の安定した給食提供体制を維持する。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	ふなのえこども園冷凍冷蔵庫購入業務	ふなのえこども園に食材保管のための冷凍冷蔵庫（冷蔵室2/4、冷凍室2/4）を新たに設置する。 【備品購入費】 ・業務用冷蔵庫（1台） 696千円 ・運送費、据付費等 146千円 ※購入した冷凍冷蔵庫は、新園舎完成後移送し、引き続き使用する。 	842	県(1/2) 町(1/2)
	ことうらこども園冷凍冷蔵庫購入業務	ことうらこども園に食材保管のための冷凍冷蔵庫（冷蔵室2/3、冷凍室1/3）を新たに設置する。 ことうらこども園の給食室には冷凍冷蔵庫を新たに設置するスペースがないため、既設調理テーブルを撤去し、テーブル付の冷凍冷蔵庫に取替設置する。 【備品購入費】 ・テーブル型冷凍冷蔵庫（1台） 550千円 ・作業台（1台：補助対象外） 160千円 ・運送費、据付費等 219千円 	929	県(1/2) 町(1/2) ※作業台は補助対象外
			1,771	
	【歳入】鳥取県買物環境確保推進交付金 787千円			
これまでの 取組状況や 改善点等				

令和5年度におけるDX推進の動きについて

総務課

1 趣旨

6月8日にDX推進員会議を開催、令和5年度で全庁的に取組む案件について、説明・意見交換を実施。直近のDX推進のうごきを報告する。

2 経過

- (1) 日時：6月8日（木） DX推進員会議
- (2) 対象：各課から選出されたDX推進員、CIO補佐官
- (3) 内容：令和5年度の取組み案について説明及び意見交換

3 実施概要

- (1) 基幹業務システム標準化対応【移行期限：令和7年度末】
 - ・R5.5.31..... 県内システム会社3社へ、新システム移行対応可能性調査実施
※県内市町村運用の（株）鳥取県情報センター、富士通 Japan（株）、（株）ケイズ
 - ・R5.6 下旬..... 標準仕様と現行システムの機能差について説明会
 - ・R5.7～8..... システム会社に対して新システムに関する情報提供依頼実施
※新システム開発状況や移行に関する考え方、概算事業費等の情報収集を行う
 - ・令和6年7月目途に新システム調達、令和7年12月までの仮稼働を目指す。
- (2) 窓口業務DX化【令和6年度事業化に向けて】
 - ・書かない窓口の実現に向けて調査・検討進める。
 - ・窓口機能は多岐に渡り、窓口間の業務調整（BPR）必須となるため、デジタル庁『BPRアドバイザー派遣事業』に申請し、BPRのノウハウを学ぶ。
- (3) オンライン申請の推進
 - ・手続きオンライン化は、事務フローが紙処理とデータ処理で二重化となること課題となっているため、紙申請書をデータ化するAI-OCRの導入（現在公募中）を行い、事務フローをデータ処理に寄せることにより、手続きオンライン化対応を進める。
 - ・庁内での事例発表を行い、一層のオンライン対応・推進を図る。
- (4) chatGPT試行【令和5年9月まで】
 - ・chatGPTの試行に際しての注意事項等を整理し説明
 - ・DX推進員を対象とした研修会の実施について検討（6/15 CIO補佐官と協議）

令和5年度 第1回DX推進員 会議

令和5年6月8日
総務課

琴浦町 D X 推進会議の設置

町長

変革に対する
コミットメント

副町長 (CIO)

(株) サイバーエージェント
(CIO補佐官)

総務課長

各管理職

各管理職

DX推進室

DX推進員

DX推進員

DX推進員

名称	役割
副町長 (C I O)	D X に関する政策実現に向けて、 庁内全般の把握と課題解決に向けた 調整を行う。
(株)サイバーエージェント	D X に関する政策を実現するにあたって、 現場の実務に即した技術や導入手法等に 関する助言を行う。
各管理職 (本部員)	各業務担当部門として、今後どのように 業務を変革していくか、実働部門として 主体性を持ってDX推進に参画する。
DX推進員	計画策定、全庁若しくは横断的な DX関連事業を推進するにあたって、企 画・提案のほか課内連絡や調整を行う。
総務課DX推進室	DX推進の全体方針の策定や全庁的に 実施が必要な事業の推進を行う。



各課DXに向けた取り組み実施

- ・令和4年度各課におけるDX推進に向けた取り組みを抽出・整理。
- ・令和5年度においても、見直しや修正の確認を行う。（団体の事例や新技術を紹介しながら）

- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、主要20業務について、国が定める標準仕様に対応したシステムへの移行が必要。（移行期限は令和7年度末）

標準準拠システム	現行業務システム	標準準拠システム	現行業務システム
住民記録	住民記録 住民ネット連携 マイナンバーカード管理 住居表示 DV支援措置管理	滞納整理	滞納整理
印鑑登録	印鑑登録 カード管理（自動交付機）	個人住民税	個人住民税 電子申告（eLTAX）
選挙 選挙人名簿管理 期日前不在者投票管理 当日投票管理 在外選挙管理	選挙（名簿・期日前不在・在外） 選挙（当日投票） 国民投票 住民投票	法人住民税	法人住民税
学齢簿 就学援助	教育（学齢簿） 教育（就学援助）	固定資産税	固定資産税 入力支援（資産税） 固定資産税照会
国民年金	国民年金 福祉年金 年金生活者支援給付金	軽自動車税	軽自動車税
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援 幼稚園	税料共通	返戻管理 発送管理 税料共通 納税管理人
児童手当	児童手当	国民健康保険	国民健康保険 高額療養費 国保療養費 国保給付 高額介護合算 国保都道府県集約 国民健康保険税
児童扶養手当	児童扶養手当	後期高齢者医療	後期高齢者医療
収納消込	口座 収納消込 OCR日計	介護保険	介護保険
		生活保護 生活保護業務 レセプト管理業務（※1）	生活保護

標準準拠システム	現行業務システム
障害者福祉	障害者福祉
健康管理 健康管理業務 母子保健 母子保健医療以外 母子保健医療のみ（※2）	心身障害者手帳 精神手帳 福祉手当3種 障害福祉サービス等 自立支援医療 補装具 特別児童扶養手当 健康管理
申請管理（※3）	申請管理
団体内統合宛名（※4）	統合宛名 情報連携
庁内データ連携	-
住登外者宛名番号管理	-
EUC機能	EUC

※1レセプト管理業務は対応予定はありません
※2母子保健医療のみは対応検討中です
※3びつたりサービス接続環境（境界FW、連携サーバー等）は除きます
※4中間サーバー接続環境（FW、VPN装置等）は除きます

（株）ケイズ（現行ベンダー）提供資料より、現行業務システムとの対比表。
収納消込・滞納整理は標準仕様が策定されていないが、関連業務として必要。

2. 自治体情報システムの標準化【2/2】

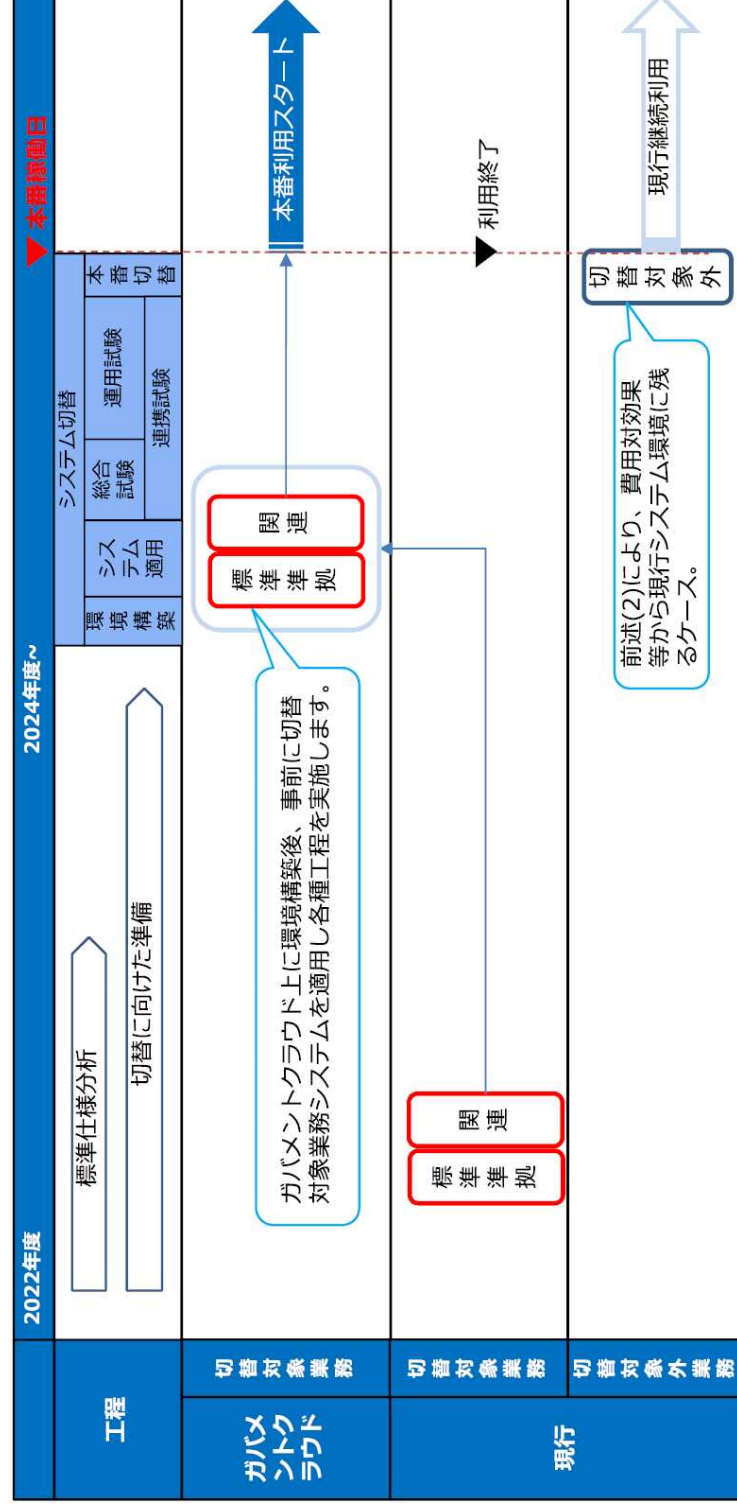
威和4年

- ・業務担当によるPT結成 (R4.10.26)
- ・国標準仕様と現行システム差異分析
⇒仕様改版があり、最終の分析結果が未受領
- ・文字コード標準化に伴う文字同定

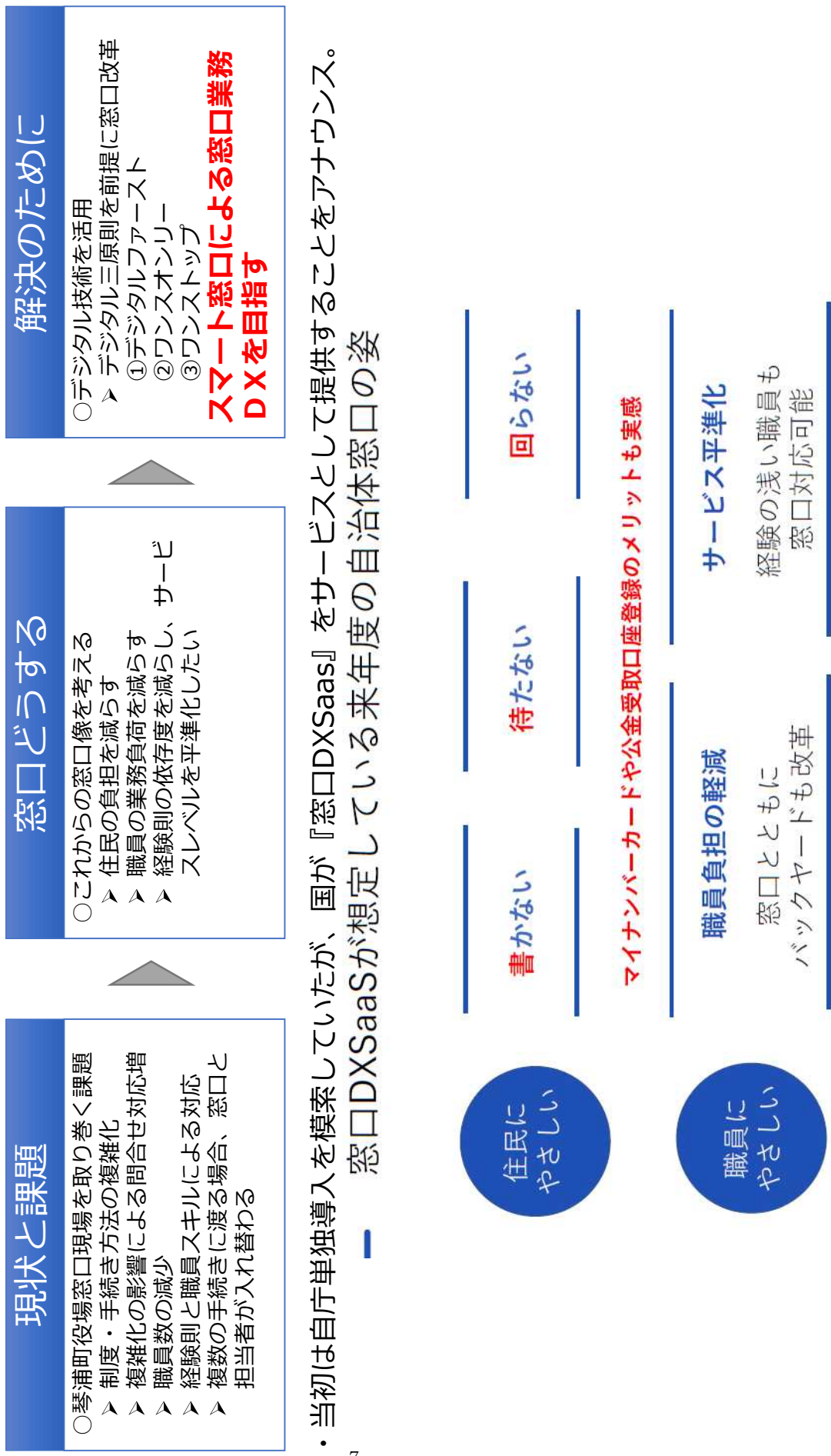
令和5年度

- ・国標準仕様と現行システム差分対応の調整
⇒現行システムから削除される機能あり
- ⇒分析結果の使用方法について説明会開催を調整中
- ・他システムとの情報連携状況について各課へ調査
- ・県内ベンダーへシステム移行に関する可能性調査
⇒鳥取県情報センター、ケイズ、富士通Japanに可能性調査実施
- ・システム移行に関する情報提供依頼（RFI）実施

※赤字部分は各業務担当課への依頼案件



- ・DX推進の取組みにおいて、『書かない窓口』実現に向けた事業を計画
- ・ライフイベント関連の手続きで住民の負担軽減とともに職員の業務負担軽減の両立の実現を目指す。



・当初は自庁単独導入を模索していたが、国が『窓口DXSaaS』をサービスとして提供することをアナウンス。
— 窓口DXSaaSが想定している来年度の自治体窓口の姿

デジタル庁窓口DXSaaS説明資料より引用

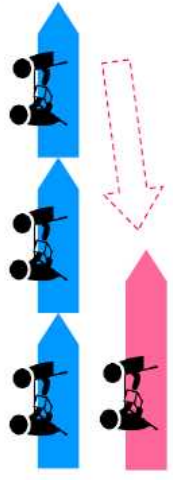
これからの窓口

利便性の向上 × 職員の業務の効率化

- 「住民の負担を減らす」と「職員の業務負荷を減らす」の両立を本気で目指す。
- オンライン化（行かない窓口）が進み、窓口に来る人が将来減るからこそ、窓口はコンパクトに。
- デジタルのチカラを最大限活用して自治体の準備や運用をラクに。
- デジタル3原則（①デジタルファースト、②ワンストップ、③ワンストップ）が実現する社会の先鞭に。



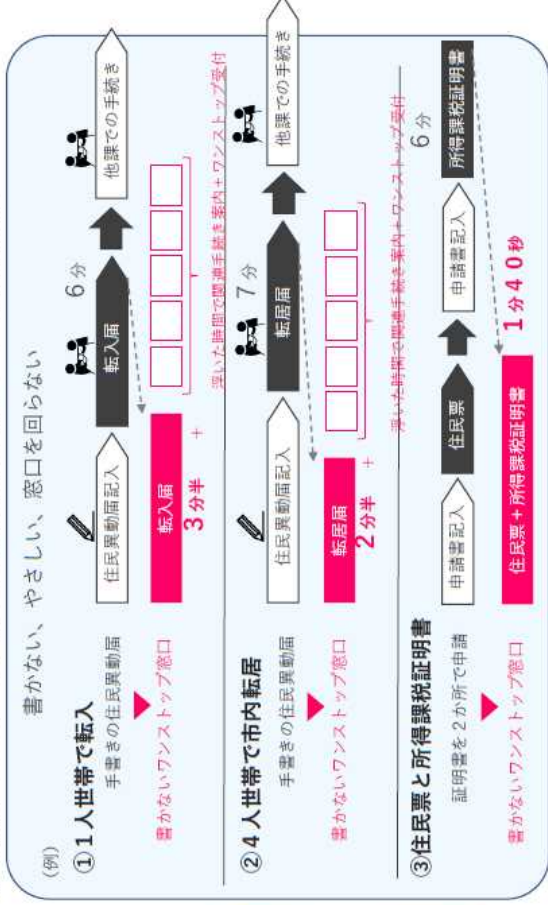
フロント業務改革
「書かない×ワンストップ」



バックヤード業務改革

「RPA連携＆ライブイベントワンストップ」

■「書かない×ワンストップ」による受付時間の時間短縮イメージ（北海道北見市）



※上記はいずれも、手続きの受付にかかる時間を表す。受付をシステム化したことで、このあとの事後処理も高速化される。

アプローチ例：「手書き」を減らし効率化

- 紙申請でなくデータで受付
- 基幹システムと窓口支援システムのデータを双方向で活用
- 職員向け手続きガイダンス機能で受付を標準化
- マイナンバーカードを使って情報を転記し事務ミスを削減

将来、スマホなどからのオンライン申請や住民向けナビゲーションなどの連携も。

etc

デジタル庁窓口DXSaas説明資料より引用

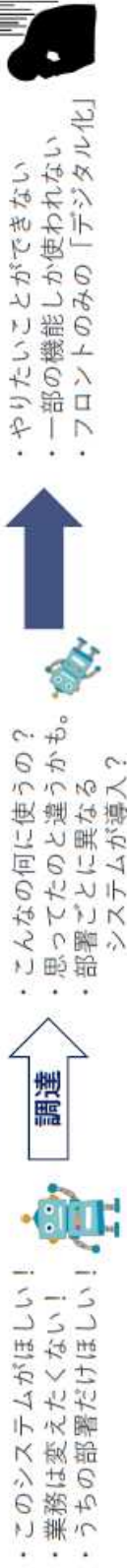


- ・書かない×ワンストップ実現するためには、業務調整＝BPRの実施が欠かせない

例えば……………どの手続きをワンストップ？ 事務フローは？ 動線や配置は？ 窓口の在り方どうしたい？

何を解決したいのか、自分たちの自治体の窓口をどのような場所にしたいのか。
 ありたい姿と本来の目的に立ち返ってシステムの活用を。

業務を変えずにシステムありき型（調達先行）で進めると・・・？



自分たちの自治体内で、関係者が集まってじっくり議論して課題解決型（BPR）で進めると・・・



北海道北見市資料より引用

しかし！全庁横断的なBPRを実施した経験・ノウハウがない……………

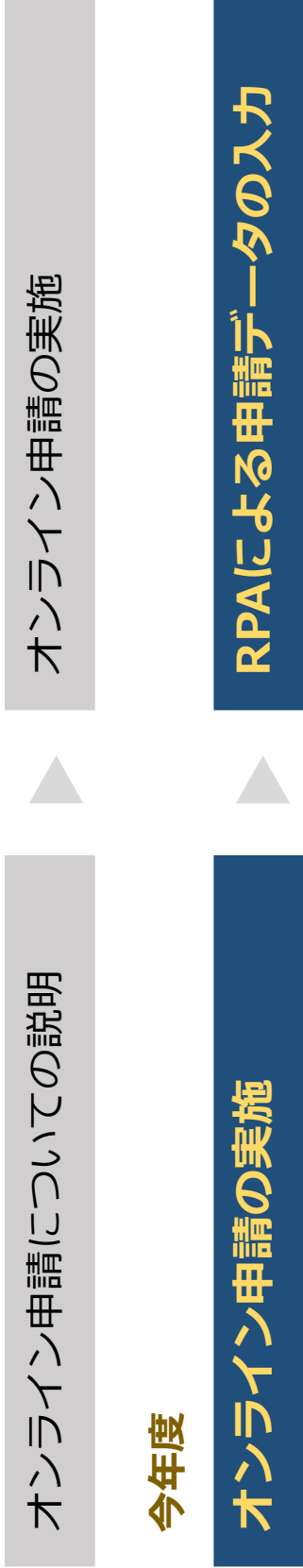
○デジタル庁『BPRアドバイザー派遣事業』を申請

- ・先行自治体職員から、BPR実施の切っ掛けづくりについて助言・支援受ける。
⇒BPRの進め方に関する助言やサポート、他団体の事例共有等

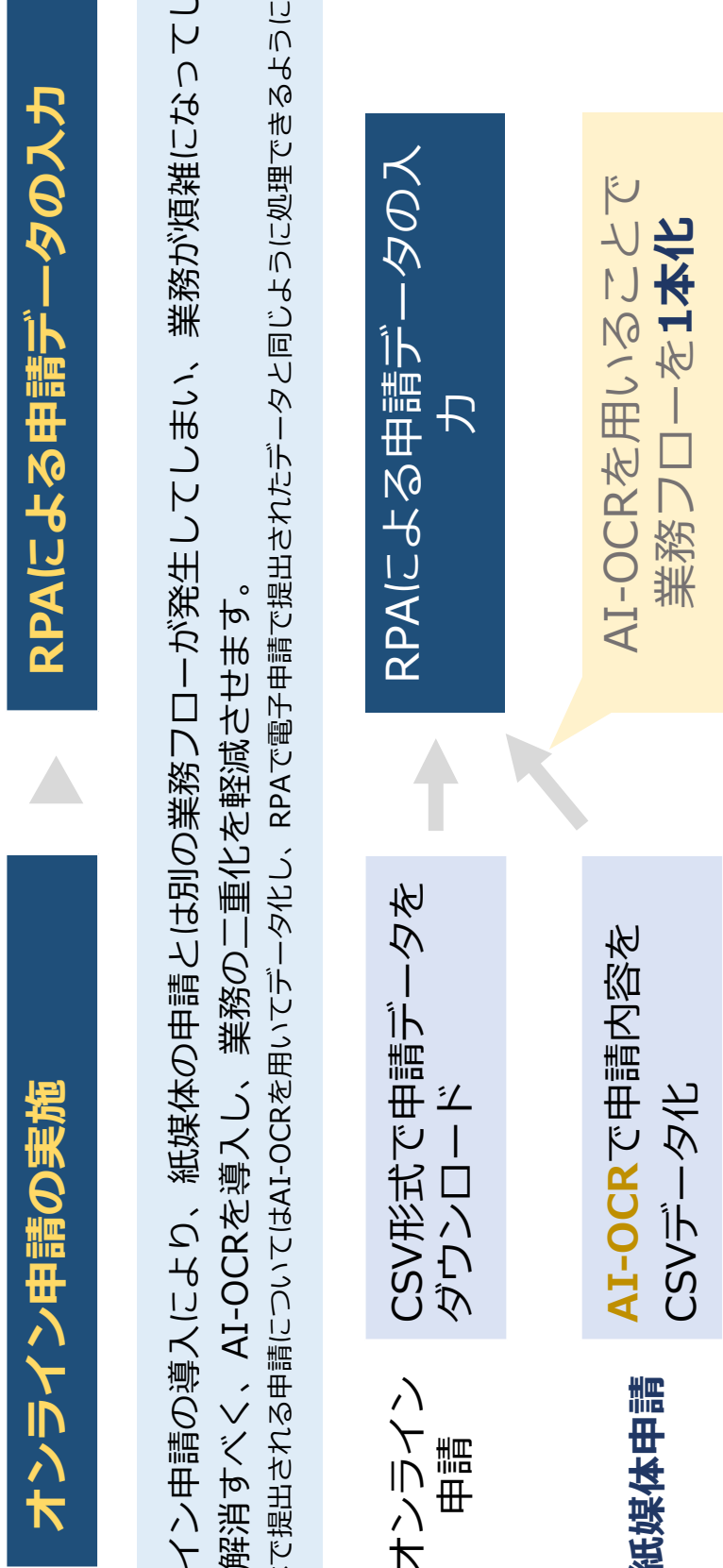
4. オンライン申請とRPAによる業務の自動化について

昨年度はオンライン申請の概要・実施方法等を各課に説明し、一部の課でオンライン申請の実施を行ってもらいましたが、本年はオンライン申請の申請データをRPAを用いて処理を行ってもらい、業務の効率化を図ります。

昨年度



今年度



オンライン申請の導入により、紙媒体の申請とは別の業務フローが発生してしまい、業務が煩雑になってしまいます。これを解消すべく、AI-OCRを導入し、業務の二重化を軽減させます。
(紙媒体で提出される申請についてはAI-OCRを用いてデータ化し、RPAで電子申請で提出されたデータと同じように処理できるようにします。)

今までのフロー

紙の申請で提出を受け付ける

管理台帳に手入力で申請データを入力する

通知文書を差し込み印刷で作成し、送付

RPAを用いたフロー

電子申請で申請を受け付ける

申請データのCSVデータをダウンロードする

管理台帳に**RPA**で申請データを自動入力させる

通知文書を差し込み印刷で作成し、送付

紙の申請で提出を受け付ける

AI-OCRで申請データをCSVデータ化する

《注意事項》

- ・ RPAの自動入力には内部情報系およびインターネット系のシステムには対応していません。
(住民情報系の総合行政システム、ExcelなどのMicrosoft系ソフトの利用を想定しています。)
- ・ RPAは8月、AI-OCRは9月に導入予定です。

○ [chatGPT?](#)

chatGPTは生成AIのひとつで、Web上にある膨大な情報を基にAIが学習及び解析や予測を行い、質問回答、文章、プログラムコード等様々なコンテンツを生成することが可能。行政分野での活用が議論されています。

○ [行政分野での活用が議論?](#)

便利で可能性を秘めている反面、注意すべき点もあり、様々な自治体でその是非について議論されています。

○ [琴浦町はどうする?](#)

一律的な使用禁止は何も産み出さず、今後の行政分野での活用や、業務の在り方に対する発展性が閉ざされることになるため、現時点における注意事項を整理して試行することで、活用方法を模索します。

○ [メリット・デメリット](#)

○メリット 業務効率化の有効なツールとして威力を発揮する可能性を秘めている

- **アイデア出し**……課題解決等のヒントやアイデア等気づきを得られることがある。
- **文書作成支援**……あいさつ文やキャッチコピーの文例、文章の要約を生成することができる。
- **翻訳支援**……日本語⇄外国語の翻訳文を生成することができる。
- **ICTスキル支援**……wordやexcelのアプリケーションの操作方法や活用方法、プログラムコードの記述例を提示できる。

○デメリット 懸念・リスクが存在している

- **情報の正確性**……誤った情報・虚偽情報が提示されることがある。
- **情報の漏洩**……AIへの入力内容が、AIの学習されることにより、機密情報が他者が行う生成に利用される可能性。
- **権利の侵害**……生成された文章やキャッチコピー等を利用した際に、他者が保有する著作権等の知的財産権を侵害する恐れ。
- **不適切な利用**……生成内容を犯罪目的に使用する。(危険物の作成、マルウェア作成等サイバー犯罪の巧妙化)

○ 試行に際して対象とする生成AI

OpenAI社が提供するchatGPT（無償版GPT-3）。

○ 使用する際の前提

- アカウントは、各課代表メールアドレスにて各課で取得する。
- 試行期間は9月30日まで
- 入力したデータがAIの学習に利用しない設定する（情報漏洩に対する最低限の措置として）
- 政策や事業計画等の立案・策定は、住民やその代表者たる議会との対話により制度化するものであり、生成AIが考えるものではないこと。

○ AIへのデータ入力関する注意事項

【国技術的助言】機密性を要する情報、機密性は要しないが直ちに一般に公表すること为前提としていない情報は入力しない

➢ 情報公開条例に基づく不開示情報は入力しない。

①法令・条例で公にすることができない情報

②個人に関する情報

③個人を識別することはできないが、公にすることで個人の権利利益を害する恐れがある情報

④法人等の事業活動等の情報で公にすることで利益を害する恐れがある場合

- ・委託契約等の相手方から、機密保持を求められている情報
- ・協力関係又は信頼関係を著しく損なわれる恐れがある情報

➢ 公にすることが前提としている情報であるが、その時期に達していない情報（未決裁、施行前）は入力しない

➢ 個人等の人格や名誉を毀損する情報は入力しない。

○ [生成物を利用する際の注意事項](#)

何らかの生成物を画面上に表示することは権利侵害にあたらないが、利用する場合に注意

- 生成物の内容を**盲信せず、根拠や裏付けを確認**する。
- 生成物が、既存の著作物や登録商標・登録意匠と類似している場合に、利用（複製や公開）する行為が権利を侵害する可能性がある。利用する場合は、**既存著作物等に類似しないか確認**が必要。
 - ・ 例えば、生成した文章をそのままロゴやキャッチコピー等で使用
- 生成物はあくまで参考として、そのまま利用することは避ける。

○ [試行にあたって](#)

- ✓ アカウント作成、入力内容を学習に使用しない設定方法を別途情報共有します。
- ✓ chatGPTの利用シーンや利用した際の意見等の収集、情報共有にご協力を願います。
⇒別途意見収集のシートを用意しますので、各課でのご意見等願います。
- ✓ 鳥取県においても、AI技術の適正な活用に向けたワーキングチームが設置されるため、情報の収集して、町の運用に活かします。

琴浦町地域づくりの方針について

企画政策課
社会教育課

1 要旨

人口減少や高齢化等により地域の状況が変化してきたことに伴い、新たな地域づくりの形として、令和7年度末を目標に掲げ、各地区公民館単位で地域組織による運営を行う「まちづくりセンター」化を推進してきた。

住民主体での地域運営を進める上で、地域課題や活動、地域内の団体や地区公民館等の体制等についても様々な状況であることから、全地区一斉でのセンター化については期限を定めず、各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重した地域づくりを進めていく。

2 検討経過

- (1) 地区によって様々な地域運営の在り方が存在する中、地域の実態に即した運営について各地区との意見交換を実施

■町長とモデル事業実施3地区との意見交換

開催日 4月6日(木)

参加者 古布庄、安田、以西の協議会会長及び公民館長

■町長と6地区公民館長との意見交換

開催日 5月1日(月)

参加者 八橋、浦安、下郷、上郷、赤碕、成美の公民館長

- (2) 意見交換の結果を踏まえた地域づくりの方針について説明

■公民館長・主事会での説明

開催日 5月31日(水)

参加者 全地区公民館長・主事及び協議会会長

3 琴浦町地域づくりの方針

■別添のとおり

町長と地域の意見交換まとめ

■町長と地域の意見交換

4月6日（木） 住民団体運営3地区

5月1日（月） 公民館運営6地区

■公民館長・主事会での説明

5月31日（水）

全地区公民館長・主事及び協議会会長

住民団体運営地区

- ・住民団体が公民館事業を運営→**条例化は必要**
- ・公民館は残す（地域に対しては、協議会として活動する）
- ・協議会の活動は町として支えていく（人的、交付金等）

公民館運営地区

- ・公民館として社会教育活動を充実、地域振興に取り組む
- ・住民団体の活動支援（公民館事業を含む）
- ・住民主体の活動促進の機運醸成
- ・住民の主体性高まれば、協議会立ち上げも



住民の主体性



【意見交換を受けて】

- ・R7年度末に9地区センター化を目標とすることは修正する
- ・まちづくりセンター条例（設置及び管理に関する条例）はつくらない
- ・住民活動の根拠となる規程を検討
- ・公民館を中心とした地域づくり、社会課題解決の取組を進める
- ・住民団体による運営ができていない地区については現行のかたちを推進
- ・町としての方向性をまとめ全地区に共有する。
- ・施設の指定管理は行わない
- ・職員は公民館主事・集落支援員（会計年度任用職員）として町で雇用

地区公民館を基軸として 地域づくり及び地域の課題解決に取り組む

- 各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める

①地区公民館による地域運営

→公民館を中心として、住民を巻き込んだ主体的な地域振興を推進

- ・ R 7 年度末全地区一斉のセンター化（住民組織による地域運営）は修正し、各地区の状況に応じて支援
- ・ 各種サークル活動やボランティア活動等、地区内の様々な住民団体の活動を支援
- ・ 公民館における社会教育事業を発展させ、地区住民の主体性と全体の機運が高まれば、協議会等の立ち上げを支援



住民組織による地域運営に移行可能

②住民組織による地域運営

→ 住民組織による主体的活動（生涯学習、地域振興等）を推進

- ・ 「まちづくり協議会条例」等、住民組織活動の根拠となる規程を整備
- ・ 人的支援（館長、主事の配置）、財政的支援（交付金等での活動費）を継続
- ・ 公民館は残すが、施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す

スケジュール

5月	公民館長・主事会で説明	
6月	社会教育委員会等で公民館のあり方協議 議会への説明	
9月	モデル事業の効果検証、議会報告	
12月	必要条例等の議会上程	
	各地区の実態に即した地域運営実施	
	・ モデル事業実施地区	→ 住民組織による地域運営実働開始
	・ 地区公民館による地域運営地区	→ 地区公民館の地域運営継続しながら住民参画を推進

デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について

企画政策課

デジタル田園都市国家構想総合戦略について、次のとおり策定を予定しています。

現在、琴浦町では「第2期まち・ひと・くらし創生戦略」（令和2年度～令和6年度）を策定していますが、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年度～令和9年度）策定に伴い、同戦略に合わせる形で、本町の戦略を策定し直すものです。

現在の「第2期まち・ひと・くらし創生戦略」の計画期間は残っていますが、現戦略をベースとして、デジタル分野を拡充し、計画期間を国に合わせ、新たに令和5年度～令和9年度の5年間の計画として策定します。

1. 計画期間 令和5年度～令和9年度（5年間）
2. 策定方針 第2期総合戦略の検証を行い、検証結果を元にした課題解決に向けた取り組みのほか、デジタル分野においての取組みを拡充した戦略を策定します。
3. 策定体制
 - （1）地方創生推進本部会議（町長以下執行部）
地方創生に関する施策について検討し、総合戦略を策定する。
 - （2）地方創生推進会議（有識者等）
総合戦略の策定に係る検討を行う。

4. スケジュール等

○デジ田戦略策定スケジュール（案）

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
		委員選定	前回検証	戦略案等協議				戦略策定・パブコメ			

○デジ田戦略の柱

デジタルを活用した地方の社会課題解決
スマート農業、観光DX、関係人口創出、女性活躍、子育てDX、MaaS、脱炭素先行地域 等
ハード・ソフトのデジタル基盤整備
マイナンバーカードの活用、窓口DX 等
デジタル人材の育成・確保
教育DX、AI教育の推進、企業・移住支援 等
誰一人取り残されないための取組
高齢者・子ども・障がい者等へのデジタル活用支援、住民のデジタルへの理解・普及 等

○推進会議メンバー（案）

分野別	組織又は団体名
産	琴浦町商工会
	琴浦町観光協会
官	鳥取県（琴浦町担当コンシェルジュ）
	琴浦町
学	鳥取大学
金	山陰合同銀行
労	連合鳥取
言	新日本海新聞中部本社

Aコープ赤碕店閉店に伴う買物環境確保について

企画政策課

1 基本方針

町民の買物環境確保（暮らしの質の維持・買物難民対策）のため、旧町単位で少なくとも1店舗のスーパーマーケットが営業継続できるよう支援を検討する。

2 現在の状況

〔閉店及び東宝企業出店について〕

- ・ 赤碕店 令和5年9月15日（金） ⇒ 9月下旬～10月上旬出店予定

〔協議状況について〕

- ・ 現在、鳥取中央農協と東宝企業との間で、出店に向けた協議が進んでいる。町も双方との話し合いを持つなど円滑な承継に向けて調整を行っている。
- ・ 東宝企業からは、出店にあたり初期投資費用（ショーケース更新など）や家賃、電気料金といったランニングコストについて町の支援を求められている。
- ・ 協議状況 東宝企業、J A、町による3者協議 計2回〔3/2、5/24〕
東宝企業、町による2者協議 計1回〔6/6〕
担当者による事務連絡等 随時

〔給食食材の配達について〕

- ・ 現在、Aコープ赤碕店が行っている給食食材の配達・納入については、東宝企業が継続することで準備をすすめている。
- ・ 東宝企業では元々配達を行っていなかったことから、Aコープと同じ条件での対応は困難との申し出を受けている。
- ・ このため、給食食材の納入に関する諸条件を調整中
 - ① 当日早朝から前日の営業時間内での配達へと変更
 - ② 配達料の徴収
 - ③ 閉店から出店までの期間は、東宝の別店舗から配達 等

3 現時点での町の対応

- ・ 旧町単位で地域店舗を支援・維持していくため、赤碕地域のこども園の給食食材については、赤碕地域内の店舗からの購入を継続し、買い支えを行っていく。
- ・ 給食食材の配達を当日早朝から前日へと変更することに伴い、給食センター及びこども園での受入体制を検討した結果、ことうらこども園、ふなのえこども園の2園で食材保管のため新たな冷蔵・冷凍庫を整備する。
- ・ 食事を提供している町内のその他施設（高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、琴の浦高等特別支援学校、船上山少年自然の家）にも聞き取りを行ったが、元々前日納入であったため、特段の対応は不要。
- ・ その他の支援策については、東宝企業との今後の協議を踏まえ検討する。

4 トピア店について

- ・ 令和 6 年 3 月 26 日（日）閉店
- ・ 現時点で承継に関する詳細は未定

5 県及び他自治体の状況（6/8 現在）

- ・ 鳥取県 買物環境確保推進交付金事業を創設〔補助率 1/2 予算額 1 億円〕
市町村が買物環境確保計画に基づき実施する事業について交付金を支出
- ・ 鳥取市 買物困難エリア（中山間地域）における移動販売の拡充支援
- ・ 若桜町 店舗の土地・建物を町が取得し、公設民営方式に転換 等

J R 赤碕駅舎の活用について

企画政策課

1 今後の方針

- ・ JR 西日本より現状の赤碕駅舎を譲り受け、町所有施設として改修・利用することはしない。
- ・ このことに伴い、今年度計画していた既存駅舎の空きスペースを活用した事業者募集を見送る。
- ・ 今後の方針として次について検討
 - (1) JR 西日本による駅舎の立て替え（シンプル化）
 - (2) 町が事業主体となり新たな駅舎を建築

2 赤碕駅舎の状況

〔技術支援〕

- ・ 技術支援により赤碕駅舎を譲り受けた場合に今後見込まれる経費等を算出
- ・ 駅舎は 1935 年に完成、築 88 年の木造建築であり、建築年数を考慮すると近い将来に大規模修繕・解体工事が必要
- ・ ホーム上のスレート屋根、駅舎内部の天井にはアスベストを含んだ部材が使用されていることが判明。修繕・解体を行うに当たっては、対策費用が生じる。
- ・ 現在の駅舎に文化財としての価値は見込めない。

＜概算費用＞

- ① 初期修繕費用 22,660 千円（トイレ新設、駅舎内天井撤去、外壁塗装）
- ② 解体費用 18,500 千円

※老朽化・破損等に伴う修繕工事は、その都度、別途費用が発生

〔JR 西日本との協議〕

- ・ JR によると隣県では、近年の台風・大雪によりホーム待合所に破損が生じ、安全確保のため、緊急に対応した事例も発生している。
- ・ 赤碕駅、浦安駅両駅も早急に対応すべき駅として喫緊の課題と捉えている。

〔参考〕 次の 2 駅は、既存駅舎を取り壊した後、町が事業主体となり待合所・トイレを備えた駅舎を新築したもの。

- ◆ 大山口駅（大山町）H31 年 12 月完成 事業費 29,900 千円
- ◆ 泊駅（湯梨浜町） R4 年 7 月完成 事業費 33,600 千円

3 その他

- ・ 浦安駅舎も赤碕駅舎と同様の構造であり、JR 西日本による立て替え又は町による新たな駅舎建築のいずれかを選択

第3次琴浦町環境基本計画の概要

令和5年6月定例会

常任委員会資料

1. 趣旨

琴浦町における環境に配慮したまちづくりを推進するための計画

2. 策定までの経過

- (1) 令和5年3月30日 環境審議会にて見直し案を提示
- (2) 令和5年4月10日
～23日 パブリックコメントの募集（意見数17件）
- (3) 令和5年6月7日 環境審議会にて第3次計画が承認される

3. 計画の概要

計画期間	令和5年度 ～ 令和9年度
基本目標	環境に配慮したまちづくりの推進
基本方針	(1) 町民の健康の保護及び快適で健康的なまちづくりの推進 (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承 (3) 地域の特性を活かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承 (4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率の良いエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進
改定の概要	(1) 前期計画の評価を行い、次期計画の目標を設定 (2) その他、現状と課題に即した内容を反映 など
年次報告	実施計画の目標達成度や効果等について、環境審議会に報告した上で、ホームページ等で公開する

環境基本計画見直しに係るパブリックコメントへの対応

	意 見	対応方針	対応内容
1	町民の健康の保障及び～（10ページ）〔基礎的施策〕（1）大気環境の維持・継承　－ここに粉じんも入れるべきである。	修正	本文中に「 粉じんの抑制 」という内容を追記
2	（2）水質汚濁の低減　－事業所の排水水の検査をもっと広く行うべきである。ダンプの土砂で汚れた水が海へ流れ出したりしている。	修正なし	特定の施設を除いては、事業所の排水に関する基準が適用されないため、事業所の排水に関する検査は義務ではない
3	（3）悪臭の低減　－規制区域を広げるよう要望する。	修正なし	規制区域は鳥取県が指定しており、現時点で見直しの予定はない。見直しの際には意見を求められるため、見直しの際には状況を踏まえて検討する
4	1－①　令和４年度の部分がカットされたのは、なぜか？	修正なし	前期計画の「平成２９年度における」を令和４年度に改めなかったものと思われるが、検査箇所や検査項目が変わることも想定されるため、「令和４年度における」という表記は削除した
5	1－④　「『定期的に』事業者と協働して…」のように、「定期的に」とか「年２回」のような言葉を入れるべきである。そうしないと、ついつい日々が過ぎて行きやすい。	修正	本文中に「 定期的に 」という内容を追記
6	2－③　幼少期からの環境教育は、とても大切であるが、目標があまりにも漠然としている。もう少し具体が入った方が良い。また、教える内容が、「分別」や「リサイクル」だけでは不十分である。	修正	目標を見直し追記
7	4－①　生ごみの減量には大賛成で、我が家も実施している。ただ、その方法は、十分に検討すべきである。	修正なし	
8	4－③　レジ袋だけではない。もっとプラごみを減らす指導を目標に掲げるべきである。レジ袋の削減だけでは、本当にわずかである。	修正	レジ袋に関する記載に現状と合わないものがあり修正
9	3－④　「…環境保全条例の」の後、「見直しが必要であります」または、「見直しの必要がありま す」	修正	表現を修正
10	ごみの減量化に伴い、プラスチックに係る資源循環の促進でこれまで軟質プラスチック使用製品を分別回収に向けて検討するべきである。もう少し町民の方でも早急に協議してみてはどうか？	修正なし	4－①に記載済み
11	①環境基本計画（案）そのものの方針は、是とします。	修正なし	
12	②町の役割や責務については限度がありますが、所謂新材などで、強度や軽量化、断熱性などの追求により、再利用が不可能で、切れ端などいきなり最終処分処理行きなのが沢山つくられていると感じます。それらの規制についての県や国への働きかけが必要ではないか、と考えます。現在、製造されているものを含め、新材材で建築された家屋が解体されれば、最終処分場は、大変なことになります。「日本ごみ列島」にならないよう、対策を練る必要があると思います。都会で出たごみで地方が泣くことのないよう、県とも連携して欲しいと思います。	修正なし	県等関係機関と連携していく
13	③小さなことですが、９Pの20行目の赤字の部分「町、町民及び事業者が～」の順序は、８Pの16行目の「町民、事業者、そして町」と異なっています。また、１３P以下に頻出する町民の役割、事業者～、町の役割などと異なっています。特別な意図でもなければ統一された方がよいと思います。	修正	統一するよう修正
14	④21Pの「環境保全条例の見直しが必要です。」は少し変な日本語です。	修正	9と同様
15	⑤28P最終行の「選言」は、正しい用法でしょうか。	修正	「宣言」に修正
16	趣旨の中で、環境のコンセプトに「人的・社会的環境」が除かれている。	修正なし	「環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める」の記載あり
17	既に案ができてしまっってからではパブリックコメントの役割がほとんどない。町民が当事者であり、漁業・農業・林業関係者、災害弱者（高齢者・障がい者等）の意見が漏れることなく計画に反映されることを願います。	修正なし	素案もなしに意見を求めても、町民の意見が出づらくなると思われる

琴浦町環境基本計画

(第3次)

令和5年6月

鳥取県琴浦町

目 次

第1章 基本的事項

1 琴浦町環境基本計画の趣旨	4
2 琴浦町の環境の概要	4
3 環境基本計画策定の背景	5
4 環境基本計画の必要性	6
5 環境基本計画の目的	7
6 環境基本計画の位置付けと役割	7
7 環境基本計画の目標年度	8
8 環境基本計画の対象	8

第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割

1 町民の責務	8
2 事業者の責務	8
3 町の責務	9

第3章 基本目標及び基本方針

1 基本目標	9
2 環境基本計画の基本方針	9

第4章 基本方針に基づく実施計画

1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進	10
2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承	15
3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承	19
4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進	23

第5章 実施計画の推進と年次報告

1 実施計画の推進	30
-----------	----

別添1 環境基本計画の基本方針に係る具体的施策、目標一覧	3 2
別添2 環境基準、下水道普及率	3 6
別添3 ごみの排出量、ごみの再資源化量	4 0

参考

環境関係条例	4 2
・琴浦町環境に配慮したまちづくりの推進に関する基本条例（環境基本条例）	
・琴浦町環境審議会条例	
・琴浦町環境保全条例	
・琴浦町きれいな町づくり条例	

第1章 基本的事項

1 琴浦町環境基本計画の趣旨

私たちのまち琴浦町は、南は大山山麓、北は日本海、山と海に抱かれた秀逸な自然に見られるように美しい自然環境に育まれ、清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくりの基盤となってきました。

この恵まれた地域環境を保全、継承するためには、森林の保全、農地の活用、の継続、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める必要があります。

そこで、町民、事業者及び町が協力して環境に配慮したまちづくりの取り組みを進め、更には地球環境の保全につなぐことに努めます。このため、本町においては、平成24年9月に「**琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例**」（以下、環境基本条例という。）を制定しました。環境基本条例の理念を具体的の実現するために、環境基本条例に規定する「**琴浦町環境基本計画**」（以下、環境基本計画という。）を策定します。内容の詳細は各章で述べますが、「環境に配慮したまちづくり」を着実に進めるために、過大な負担や性急さのない「環境基本計画」とします。

2 琴浦町の環境の概要

琴浦町は鳥取県の中部に位置し、人口は16,434人、総面積は139.97k㎡、このうち、森林面積87k㎡、農地27.8k㎡で北は日本海、南は中国山地の秀峰大山を望み、海岸部の平地、中山間地、山地と自然条件に恵まれ、人の生活と諸産業が調和しながら発展し今日に至っています。

海岸線は、全長約15kmで、赤碕本港、逢東港などの港湾と、八橋海岸などの砂浜、地域振興を行っている鳴り石の浜などの礫浜等、形態は多様です。周辺の景観との調和の促進、水質保全、海岸漂着物の回収など多くの環境保全や継承に関する取り組みがなされています。

海岸部の平野から山間地にわたる居住地域では、それぞれの生活領域の美化、河川の水質保全、諸産業に係る公害防止等、取り組みがなされています。また、国の特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、多くの文化財が点在し、光の鰻絵、小泉八雲が絶賛した海岸の風景や町並みなど美しい景観が心をなごませ、その保全や継承の取り組みも進んでいます。

山間部の大山隠岐国立公園の範囲内には、国の史跡で、後醍醐天皇の行宮跡のある船上山、日本の滝百選の大山滝など誇るべき自然、歴史的景観が多く、貴重な動植物も成育し、清浄な空気や水の源でもあります。

3 環境基本計画策定の背景

(1) 国の背景

戦後、わが国では、高度経済成長期の、産業に起因する公害問題の対策を計画的に実施するために「公害対策基本法」を制定し、自然環境の保全を推進するために「自然公園法」、「自然環境保全法」を制定しました。その後の都市化、生活様式の変化、地球温暖化の問題等も顕在化してきました。

このような背景から、平成5年に制定された「環境基本法」において、環境政策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。翌年には「環境基本計画」が策定されました。この計画を基本として、循環型社会形成、生態系の多様化の保全などのために、関係法規が整備されました。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月から施行されました。

また、地球温暖化防止への対応も喫緊の課題となっています。さまざまな気象災害が発生している昨今において、気候変動の原因とされる温室効果ガスの排出を2050年までに全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを政府が令和2年に宣言しました。

(2) 世界の背景

世界的には、平成9年に、「気候変動枠組条約第3回締約国会議」が京都で開催され、地球温暖化防止のため先進国全体で平成24年までに平成2年比約5.2%の温室効果ガスの削減を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。その後数々の議論を経て平成23年の同会議で、新たな枠組みや目標達成を平成32年までとすることなどが合意されています。

また、生態系や自然環境の保護や保全などを目的とした、「ワシントン条約」や「ラムサール条約」などが広く知られており、平成22年には、生物多様性の新たな国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されています。平成27年12月には、京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルール、「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効しました。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることが目標で、全ての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要があります。「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」(平成27年(2015年)9月)、「パリ協定の採択」(平成27年(2015年)12月)、など、環境を取り巻く世界の情勢が大きく変化しました。

また、国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて、行動を起こしています。

（３）県の背景

一方、鳥取県では、平成８年に「**鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例**」を制定し、平成１１年に「**環境基本計画**」を策定しました。その後、平成１７年には、地球温暖化や自然環境の多様性の損失などへの対応も踏まえた改定が行われ、平成２４年には、さらに「**第２次鳥取県環境基本計画**」が策定され、この計画の実行計画であるとっとり環境イニシアティブプラン（第１期）が同年に、平成２８年には第２期プランが策定されています。その後の世界的な動きや国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等、大きな転換に対応すべく、新たな鳥取県環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」が令和２年に策定されました。そのほかにも、都道府県では初となる「**鳥取県星空保全条例**」が平成３０年４月から施行され、美しい星空を県民の貴重な財産として保全し次世代に引継ぎ、観光及び地域経済の振興や環境教育に生かしていくことになっています。

（４）町の背景

市町村合併前の、東伯町、赤碕町時代からそれぞれ「環境保全条例」「環境審議会条例」及び関係規則などが整備され、公害防止、ごみの減量化及び再生資源化、海岸や集落周辺、国立公園内の美化などに関し息の長い取組みがなされてきました。

平成１６年９月の合併後の琴浦町においても、これらを引継ぎ、必要な施策を実施してきました。平成２１年には、「琴浦町きれいな町づくり条例」を制定し、ごみのポイ捨て防止や愛玩動物の飼育による地域環境の汚染防止などを規定し、きれいで住みよいまちづくりの推進を行ってきました。このような背景から、平成２４年９月には、恵まれた地域環境を次代に継承し、環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、さらには、これらの取組みが、地球環境の保全につながることを目的に、一体的政策推進のための基本理念を明らかにした「環境基本条例」を制定しました。平成２５年１１月には、中部１市４町で小型家電リサイクル法による小型家電の、令和４年４月からは有害ごみの分別収集を開始しています。平成２９年には、琴浦町環境保全条例施行規則を一部改正し、町内で（小型）風力発電施設を建設する場合には、少なくとも町に協議が必要とし、無届け・無許可で（小型）風力発電設備が建設されることのないようにしています。

4 環境基本計画の必要性

豊かな自然や景観を有する琴浦町ですが、遊休農地や手入れのされていない山林の増加などがこの豊かな自然の保全に少なからず影響を及ぼしています。社会・経済活動の拡大による、石油などの燃料、電力の消費増大、ごみの排出量の増加など、環境への負荷も増加しています。

このようなことから、環境に配慮したまちづくりを推進するために町民、事業者、町が行う施策は、町の環境の保全・継承の基礎となり、さらには地球環境の保全に貢献することが求められています。

そのためには、これらのことを推進するために、「環境基本条例」に基づく「環境基本計画」を策定し、少しずつでも着実に環境に配慮したまちづくりを進める必要性があります。

5 環境基本計画の目的

「環境基本計画」は、「環境基本条例」の基本理念に基づく基本方針により、環境に配慮したまちづくりが目的です。取組みは総合的かつ計画的に行い、負担感の少ない着実な取組みの推進を図っていきます。

「環境基本条例」における基本理念（条文）は次の通りです。

地域環境の保全・継承は地球環境の保全につながります。

- (1) 人と自然が共生することができる地域環境を形成・保全し、確実に将来へ継承することは、地球環境の保全につながるものであることを認識し、行動しなければならない。

学ぶことにより環境意識の向上と環境負荷の低減に取り組めます。

- (2) 地球環境の保全に必要な事項を自らの問題として常に学び、環境意識の向上に励み、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努めなければならない。

環境に配慮したまちづくりの推進をします。

- (3) 町民、事業者、町は、施策・活動において地域環境の保全に対する意識をもち、それぞれが自主的かつ積極的及び相互に協力して、環境に配慮したまちづくりの取組みを進めなければならない。

6 環境基本計画の位置付けと役割

(1) 位置付け

町が策定する各部門の計画や実施する施策のうち、環境にかかわりのあるものについては、本計画との整合性を図るものとします。

(2) 役割

- ・第4章に規定する目標の達成について方向性を示します。
- ・町民、事業者、町の責務と取組みの方向性について示します。

- ・地域環境の保全、継承が地球環境の保全に貢献する内容を示します。

7 環境基本計画の目標年度

環境基本計画の目標年度は、5年後の令和9年度末までとします。

ただし、環境を巡る状況等に変化があった場合、その他必要のある場合は、その都度見直し等を行います。

8 環境基本計画の対象

「環境基本計画」の対象地域は、琴浦町全域とします。また、対象分野は「環境基本条例」の基本方針に基づき次の項目とします。

環境の分類	環境の要素
地域環境	水、大気、公害防止など
地球環境	地域環境の保全・継承による地球温暖化防止など
自然環境	山岳、森林、農地、海洋、動植物など
環境に配慮したまちづくり	活動・施策に対する環境意識の向上、再生可能エネルギーの積極的導入など
環境意識	環境学習、町民環境意識の向上

第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割

「環境基本計画」の実践主体者は、町民、事業者、そして町です。「環境基本条例」の基本理念を具体的にするには、これらが一体となり、環境意識を常に持ち相互に協力していくことが必要です。

1 町民の責務

町民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適正な保全に努めるために、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入への配慮、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制に努めていただきます。

このためには、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全に自ら努め、必要な事項を自ら学ぶとともに、町及び事業者が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

2 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、常に地球環境の保全を意識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講

じていただくこととします。

そのためには、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷の低減に資する原材料及び役務の利用・導入並びに廃棄物の発生又は排出の抑制及び適切な処理が図られるよう必要な措置を講じていただくこととします。

事業活動において、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの有効利用に努め、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町及び町民が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

3 町の責務

町は、常に地域環境の保全に対する意識をもち、環境に配慮したまちづくりに必要な施策を策定し、実施する責務があります。

このため、町は、施策・活動を実施するにあたり、環境に配慮した資源の循環利用、再生可能エネルギー導入促進、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制を自ら行い、併せて適切な普及啓発を行うことが必要で、さらに、町民及び事業者の実施する施策・活動に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

第3章 基本目標及び基本方針

1 基本目標

『環境に配慮したまちづくりの推進』

町民、事業者及び町が協力して、環境に配慮したまちづくりの取組を進めます。

2 環境基本計画の基本方針

環境基本条例に規定した、次の4項目を環境基本計画の基本方針とします。

町は、環境政策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を対象とし、施策相互の連携を図るとともに、町民、事業者と協力し、これを総合的かつ計画的に負担感の少ない着実な推進を図るものとします。

- (1) 町民の健康の保護及び快適で健康的なまちづくりの推進
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承
- (4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネル

ギーの活用及び廃棄物の減量の推進

第4章 基本方針に基づく実施計画

実施計画の策定にあたっては、各基本方針の全体像、現状課題を明らかにし、具体的施策と目標を設定します。なお、令和4年度の現状について、一部、集計データ等の都合により、令和3年度等の数値によるものがあります。また、必要な基準やデータは別添します。

1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進

【全体像】

町の産業、経済基盤と共存しつつ、公害のない、快適で環境に配慮したまちづくりを進めます。

【現状と課題】

琴浦町は農林水産業、商工業ともに県内町村の中では規模、内容ともに大きく、これらの事業や業務による公害を防止するため、必要に応じて事業者等と環境保全に関する協定を結びます。

健康で快適なまちづくりを推進するため、良好な環境を継承し、家庭や事業活動、町の施策において環境への負荷の低減を図ることが必要です。

【基本的施策】

（１）大気環境の維持、継承

良好な大気環境の維持、継承のため、違法な野外焼却の禁止の徹底、特例によるものについての縮減、粉じんの抑制、事業所による排煙の基準遵守を図るため、関係機関との連携強化、広報等による普及啓発に努めます。

（２）水質汚濁の低減

豊かな海や河川を次代に継承するため、事業所の排出水の検査又は指導を継続し、水質汚濁低減対策について関係機関との連携を行います。

（３）悪臭の低減

本町内では、人口の多い海岸部を中心に規制区域があります。悪臭の発生を防止するため、ごみや廃棄物の管理の徹底、適正な家畜及び愛玩動物の飼養、家庭排水等の下水道（浄化槽）処理の促進、野外焼却の禁止（特例については縮減）など諸施策の普及、啓発を図ります。

（４）騒音、振動の低減

本町内には、法による規制地域はありませんが事業所、工事現場等について、騒音・振動の低減に努め、平穏で快適なまちづくりを推進します。

（５）愛玩動物の適正な管理

愛玩動物と自然環境及び生活環境の関わりを考慮した上で、社会的責任を十分に自覚し、法律で定められた予防接種を適正に行うなど、自然環境及び生活環境を損なうことなく適切で終生飼養を行う等普及啓発を図ります。

（６）地下水の涵養

地下水は地域共有の貴重な資源であり、適正な利用が行われるとともに、将来にわたり地下水の恩恵を享受できなくてはならないことを、地域住民・事業者とも理解し、地域全体で健全な水循環が保持されていくように普及啓発を行います。

【具体的施策と目標】 ※環境基準は別添 2 を参照。

項目	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 9 年度末)
1－①海洋、河川の水質保全	工業排水については基準値の範囲内、河川水質については日常生活面で不快感を生じる箇所はありませんでした。 ただし、基準値の範囲内であっても河川や海洋の水質汚濁を招かないよう対策を講じていく必要があります。	調査、検査等を継続し、町内の全ての河川は水質基準に適合した状態とします。
内容	海岸、河川等への工業排水の排出については、1 社と公害防止協定を結び原因者の負担により専門事業者が排水の水質検査を実施し、海洋の状況調査は、赤碕町漁業協同組合に委託し実施し、河川の水質検査は、町内 16 河川を対象に実施。生活排水等、適切に処理し排水するための諸施策、普及啓発に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・富栄養化や水質汚染につながる汚水等を排出しないよう生活の工夫をします。 ・下水道に接続可能な区域である場合は早めに接続し環境負荷低減を図ります。 ・排水の浄化設備等を保有している場合は点検、清掃を適	・事業に伴う排水は環境基準を遵守するよう業務内容や設備、作業工程等を適切なものとします。 ・排水の浄化設備等の点検、清掃を適正に行います。 ・下水道に接続可能な区域である場合は早めに接続し環境負荷低減を図ります。	・海洋や河川の環境保全についての普及啓発を図ります。 ・工業排水や河川の水質検査等を定期的に行い、水質汚濁の防止に努めます。 ・海洋や河川の環境保全につながる施策を講じます。 ・下水道接続の普及率向上のため普

正に行います。 ・行政区内の側溝等の美化活動に参加します。		及啓発に努めます。 ・行政区内の清掃活動等に助言、支援を行います。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
１－②生活排水の処理	令和４年１２月末時点で、下水道接続率は東伯処理区で 79.2%、赤碕処理区で 78.0%、浄化槽は 520 基あり、その法定点検率は 62.7%です。	接続可能区域における接続率及び浄化槽法定点検率を、現状よりそれぞれ 5 %以上向上させることを目標とします。
内容	下水道接続可能区域での普及率向上、浄化槽の法定点検率向上に努めます。 快適で健康的なまちづくりのためにも普及啓発の促進に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
- 生活雑水の富栄養化や水質汚染につながる物質を排出しないよう生活の工夫をします。 - 下水道に接続可能な区域である場合は早めに接続し環境負荷低減を図ります。 - 排水の浄化設備等を保有している場合は点検、清掃を適正に行います。	- 住宅の下水道接続の相談、実際の施工にあたっては、住宅所有者等と十分な調整の上、適切な施工等となるよう努めます。 - 浄化槽の点検、清掃にあたっては、説明責任を果たし、必要に応じて町等とも連携し適切な設備での運用に努めます。	- 下水道接続の普及率向上のため普及啓発に努めます。 - 下水道接続に必要な助言や支援を行います。 - 適切な状態での浄化槽の運用となるよう、施策を講じると共に、普及啓発にも努めます。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
１－③野外焼却	春先や秋など特に農地などにおいて野外焼却による苦情について減少傾向ではあるが、煙や臭いに関する苦情が 10 件程度あります。	特例による野外焼却を極力なくし、不法な野外焼却を撲滅に近い状態とし、苦情件数を減少させます。
内容	野外焼却は法により禁止されており、汚染物質の排出や火災、悪臭の防止のためにも根絶に向けての普及啓発を行います。 特例により認められているものについても、関係諸団体と連携し焼却以	

	外の処理を進め、特例行使についても減少に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・ごみの処理について指定された方法での処理を行います。 ・特例行使を減少するため再利用等の工夫を行います。 ・やむを得ず特例行使を行う場合は住宅地等生活区域近くでは行いません。	・事業廃棄物について適正な処理を行います。 ・関係諸団体で特例行使の削減について周知を図ります。 ・やむを得ず特例行使を行う場合は住宅地等生活区域近くでは行いません。	・汚染物質の排出抑制、火災防止、悪臭防止等の観点から、特例分も含め野外焼却ゼロに向けた普及啓発を図ります。 ・農業関係団体等との連携を図り特例による野外焼却の減少を図ります。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
１－④騒音・振動・大気汚染・悪臭の防止	工業・農業等の事業活動に伴う騒音や、野焼きによる悪臭等について相談が寄せられています。 自家用車による移動が主となっています。公共交通の利用促進日を設け、通勤等での利用を推進しています。 公用車のうちハイブリッド（HV）車は３台所有しています。	事業活動に伴う騒音・悪臭に対しては、現状を把握しながら事業者と協働して問題解消に向けて定期的に行動し、対象案件が発生しない状況を目指します。 公用車は更新する際に電気自動車（EV）車、HV車など環境対応車の導入を促進し、３台以上はガソリン車から転換することを目指します。 公共交通、乗合い交通等の利用促進を図り、大気汚染防止に努めます。
内容	騒音・振動について、琴浦町は法的規制区域の設定はありませんが、社会、経済活動において法的規制値を超えることのないよう、普及啓発を図ります。大気汚染については排出の基準を守る普及啓発を行います。悪臭については、町内のおおむね人口の多い市街地で法的規制区域を設けており、快適で健康的な生活を営むためにも、法規制基準値を遵守するよう、指導、普及啓発に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・生ごみ、ペットなど適正に管理し悪臭の発生を防止し	・事業活動等において発生する、騒音、振動、悪臭は、法的規制区域に	・法的規制区域にかかわらず、法的基準の範囲内となるよう、普及啓発

ます。 ・大気汚染の原因にもなる野焼きを行わないよう努めます。 ・近隣に騒音被害が出ないように努めます。 ・自家用車は環境対応車の導入に努めます。 ・徒歩や自転車及び公共交通の利用を促進し、自家用車の利用の削減に努めます。	かかわらず法的基準の範囲内となるよう努めます。 ・事業活動において、大気汚染物質の排出基準を守ります。 ・事業用自動車については、環境対応車の導入促進、マナーのよい運転に努めます。 ・徒歩や自転車及び公共交通利用の通勤の実践などにより自動車の利用自粛を図り大気汚染防止に努めます。	に努めます。 ・悪臭の発生源対策を進めます。 ・公用車は環境対応車の導入を促進します。 ・公用車の運転マナーを向上させ騒音、振動の減少に努めます。 ・徒歩や自転車及び公共交通利用の通勤の実践などにより自家用車の利用自粛を図り、大気汚染防止に努めます。
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)
1－⑤犬、猫等の愛玩動物の飼養	適切な飼養に係る狂犬病予防接種率は、73.5%です。(R4) 犬の放し飼い、散歩中の汚物処理、鳴声等に関する苦情に加え、飼い主のいない猫についてのトラブルによる苦情が多く、不妊去勢手術などについての相談が寄せられています。	現状に比して、狂犬病予防接種率の向上した状況とし、飼養に係る苦情を減少します。
内容	愛玩動物は法に基づく適正な管理の下、終生飼養し、家族等とのふれあいを行うことが大切で、法の規制のあるものの飼養、飼養途中での放流、放棄の禁止、飼養で出る汚物の適正処理の徹底について必要に応じた指導及び普及啓発に努めます。	
市民の役割	事業者の役割	町の役割
・法に基づく適正管理を行います。 ・終生飼養を行います。 ・飼養で出る汚物の適正処理を行います。 ・異動があった場合は、届出します。	・法に基づく適正な愛玩動物の販売や譲渡を行います。 ・獣医師による狂犬病予防接種の促進を行います。	・法に基づく適正な管理、終生飼養、飼養で出る汚物の適正処理の徹底などの普及啓発に努めます。 ・飼い主のいない猫については、不妊去勢手術について県の補助金も活用しながら対応します。 ・狂犬病予防注射が済んでいない犬

		の飼い主に、通知を送付します。
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)
1－⑥地下水の涵養	令和元年度に地下水の利用に関する問題が発生しましたが、その後から現在に至るまでは特段問題は生じていません。 ただし、冬期に雪が降らないシーズンがあるなど、地球温暖化による気候変動が地下水にも影響を及ぼすことがあります。	地下水が地域の貴重な資源であり、将来にわたって恩恵を受けることができるよう、住民・事業者が共通理解に基づき発展することを目指します。 森林環境譲与税を活用するなど、山林の間伐等適正な管理を促進していきます。
内容	・地下水が地域共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることから、適正な利用が行われるとともに、地域住民がその恩恵を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。 ・地下水は地域住民の生活や産業活動に重要な役割をはたしていることから、健全な水循環が維持されるようにしなければならない。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・所有山林の間伐等の適正管理。 ・里山の適正管理、河川の整備など、積極的に自治会で取り組みを行います。	・事業活動で地下水を使用する場合は、出来る限り節水に努め地元住民から理解が得られるように努力する。 ・雨水や再生水の使用も検討する。	・地下水の重要性について、町民や事業者へホームページや広報で普及啓発を行います。

2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全継承

【全体像】

生態系に配慮しながら自然とふれあい、ボランティアによる環境愛護推進、自然への環境負荷を少なくするまちづくりを目指します。

【現状と課題】

私たちのまち琴浦町は、美しい自然環境に恵まれ、この自然環境が清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくりの基盤となっています。特に船上山、大山滝の位置する東大山山系、加勢蛇川、勝田川を中心とした水系、特徴ある形状の海浜等には、貴重な動植物が多く生息しています。この自然環境を総合的に保全継承し、こ

れらと共存を図りつつ生態系等の保全を図る必要があります。

また、自然環境の保全には、ごみの不法投棄撲滅に向けた取組みや、ボランティアを中心とした海岸漂着物の回収、地域環境の美化の促進を図る必要があります。

【基本的施策】

（１）海岸及び河川の清掃・愛護活動の推進

町内の海岸、河川等の美化、保全について、アダプトプログラム（道路、河川など一定区域が、住民や企業によって愛情と責任を持って清掃美化をすること）の導入促進を図るなど、ボランティアを中心とした、親しみをもった愛護活動を推進し、自然環境、生態系等の保全、継承を進めます。

また、河川、道路等の整備の際には、環境に配慮した整備を行います。

（２）自然とふれあう体験の推進

次世代を担う子どもたちに、将来にわたって高い環境意識をはぐくむため、幼少期からの環境教育を行います。

また、町や諸団体等が実施する、自然とのふれあいをテーマとしたイベント等が自然環境の保全・継承の推進となるよう、実施諸団体と連携を図ります。

【具体的施策と目標】

項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
２－①海岸漂着物	日本を含む沿岸各国の不法投棄、船からの不法投棄、荒天等による流失などにより、気象、海洋条件により多くの漂着物があり、主にボランティアにより回収を行っています。 (海岸清掃を定期的に行う団体数：17 団体)	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、現状より良好な景観が見られる状態とします。 また、単発的にでも清掃したいという団体についても積極的に受け入れを推進します。
内容	町民、事業者、町が主体となった団体等（17 団体）による、ボランティア活動で海岸漂着物を回収し、景観の保全、周辺地との調和、海洋汚染の防止に努めます。海岸漂着の原因となる不法投棄の撲滅に関する施策を講じます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・海岸部での活動においてはごみの持ち帰りを行います。 ・生態系の保全に努めます。	・海岸部の事業活動においては、廃棄物、汚水の排出がないよう努めます。	・日頃の海岸での不法投棄監視を継続実施します。 ・大型漂着物、災害に係る回収につ

・清掃活動等へ参加します。 ・地域全体で海岸周辺の環境保全活動を行います。 ・NPO法人や地域団体が実施する海岸保全に係る活動に積極的に参加します。	・排水を河川や水路に排出する際は、地域住民から苦情が出ないように努力します。 ・地域での清掃活動への参加及び事業団体での取組みの拡大に努めます。	いて海岸管理者等と連携した対応に努めます。 ・町民や事業者等の清掃活動の助言、支援を行います。
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)
2－②国立公園内における美化、保全活動	地元の登山団体と連携して清掃活動を行っています。 定期的な清掃活動により廃棄物の問い合わせはありません。	引き続き、定期的な清掃活動を行い国立公園内の自然美化に努めます。 また高齢化による作業不足にならないよう実施団体と協議し、後進の人材確保を推進します。
内容	美化については船上山山麓、一向ヶ平周辺（大山滝）について年間回数を定めて実施し、保全活動は必要随時実施し、自然環境と景観の調和、保全に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・清掃活動に参加します。 ・国立公園内では、ルールを守った登山、散策、活動を行います。	・清掃活動の参加、協力に努めます。	・町民、事業者等による清掃活動の助言、支援を行います。
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)
2－③幼少期からの環境学習(保全活動)	生活の中でできる取組み（ごみの分別、園外保育などで身近な自然の大切さを感じる絵本の読み聞かせなど）を通して普及啓発を行っています。 小中学校では社会や理科、生活科、家庭科など教科等	今後も継続して、生活や地域の中で身近な環境に触れ、より良い環境づくりに向けた取組みを行うことで、小さい頃から環境を守る意識と行動を習慣化できるように育てていきます。

	において環境に関する教育活動、リサイクル活動や海岸清掃などを実施しています。	
内容	園児、児童、生徒の関心に基づいて、自然観察やリサイクル活動、地球温暖化防止活動や環境に配慮した消費活動など、学校、地域の中で身近に出来る取組みを行います。実施事業については県と連携した支援を行います。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・園児、児童、生徒の活動に協力します。 ・身近な大人と一緒に行動し、体験を通して気付きや学びを得ることで、自分でできることを見つけ、継続的に取り組むことができるよう、家庭や地域で環境学習につながる活動に関わっていきます。	・環境に関する実施事業のノウハウなど、環境教育の発展に資する事項について協力を努めます。	・活動に必要な支援を県と連携して行います。 ・環境に関する資料提供や、助言等を行います。 ・コトウラ環境リサイクルの会など環境に関する活動を行う団体の実施するこども園（保育園）、小中学校での環境学習に協力します。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
２－④自然観察会等の開催	国立公園内の散策や歴史探訪、星空観察など身近な自然の観察やふれあいの機会を設けています。	自然・星空観察等地域の自然のほか、史跡や名勝、天然記念物など町内文化財を活用し、地域の歴史・風土に関する学びの機会の提供を充実します。
内容	国立公園ほか町内の自然環境等を学ぶ機会の提供を充実させるほか、その他諸団体が実施する事業の普及啓発に努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・機会をとらえて関係事業に参加します。 ・生活の中に自然とふれあう機会を設けるよう工夫をします。	・機会をとらえて関係事業に参加します。 ・従業員へ関係事業の周知をします。	・関係事業の普及啓発に努めます。 ・町民、事業者等が実施する関係事業について助言、支援を行います。 ・県とも連携し地域の自然環境の保全に向けた取組を推進します。

・自然、星空（夜空）など地域の自然環境に関心を持ち、保全に努めます。		
------------------------------------	--	--

3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

【全体像】

自然、文化、産業が調和し、地域の歴史や伝統が裏打ちされた景観の形成、保全、継承を進めます。

【現状と課題】

開発行為、宅地開発等の土地利用に関する適正な指導を図り、自然景観と歴史、風土と調和の取れた計画的な開発に努めます。

【基本的施策】

（１）景観の保護・形成

快適な環境の創造のために、歴史的文化的景観等を保護すると共に、空家の特定空家化を予防し、併せて有効活用を図り、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとします。

（２）ごみのポイ捨てや不法投棄防止による景観維持

美しい町並みの維持のために、平成２１年に制定した町のポイ捨て条例の趣旨の普及、啓発を図り、町民や町に滞在、通過する方々の環境意識の向上に努めます。

不法投棄の防止については、町の不法投棄監視員（赤碕、東伯地区各１人）を中心に、啓発や監視に努め、県とも連携して取組みます。特に、中山間地、河川、海岸での監視を強化し、自然や景観にダメージを与えないためにも、必要に応じて監視カメラや啓発看板等を設置するなど対策を講じ、不法投棄の未然防止を推進します。

（３）景観の保全

調和のとれた景観の維持、継承を図るため、環境美化活動の推進に努めます。海岸部においては、ボランティアを中心とした年間２回程度の海岸漂着物回収、集落周辺については地域住民を中心とした清掃活動を継続、拡充し、その他必要な地域においては土地管理者などと連携し、景観の保全に努めます。

（４）農地や森林の保全と活用

適正な管理の普及啓発、活用を図り、次代に継承されるよう、関係機関、団体と連携に努めます。

【具体的施策と目標】

項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
３－①不法投棄監視	２名体制により月２回、町内の監視を行っています。町域が広大で、中山間地～山地にかけて監視の目が届きにくく、不法投棄が後を絶ちません。	２名体制による監視を継続して行い、看板や監視カメラ（ダミー含む）の設置など、監視体制を強化します。
内容	現在、２名で区域を定め月２回の監視（巡視）を行い、不法投棄の防止に努めています。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・ごみなどの適正な処理に努めます。 ・不法投棄の現場を確認した場合は所轄官庁等に届出します。	・事業による廃棄物について適正な処理を行います。	・不法投棄監視員による監視や巡視を強化します。 ・不法投棄禁止看板、監視カメラ等の設置など県等と連携の上、防止活動に努めます。 ・悪質な事案については警察等と連携の上、厳正に対処します。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
３－②不法投棄の撲滅	不法投棄が後を絶たず、特に中山間地～山地に多く見受けられます。 (年間約 25 件)	啓発と監視体制の強化により、不法投棄事案が現状に比して減少した状態とします。
内容	特に中山間地の谷あいにおいて監視の目が届きにくいこともあり、不法投棄が後を絶たない現状があります。このため、景観の保全や生態系の保全の観点から不法投棄撲滅を念頭にした諸施策を講じます。また、４に掲げる施策の普及啓発を図り、ごみ等の適正処理の普及啓発を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・ごみの適正な処理に努めます。 ・所有地であっても、不用品などの放置をしないように	・事業による廃棄物について適正な処理を行います。 ・事業所周辺環境は、清掃やごみ拾い等で地域に協力します。	・不法投棄禁止看板設置等をはじめ県等と連携し防止活動に努めます。 ・不法投棄者が特定出来ないもののうち、順次、県等の支援を受けて撤

努めます。 ・地域の生活環境は地域で協力して保持に努めます。		去の促進を図ります。 ・監視カメラも活用しながら、予防対策を行います。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
３－③空家等の適正管理	空家等の件数は 728 件です（令和 5 年 2 月 1 日現在）。人口減少などの要因で空家は年々増加傾向にあります。	除却補助金や空家ナビ登録を積極的に広報し、危険空家の発生を防ぎます。代執行を積極的行います。
内容	・空家の所有者に適正管理を促すため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、指導、勧告、命令を実施する。必要があれば、代執行（危険空家の所有者等に代り町が除却）する。（国や県の交付金を財源とする又は所有者等に除却費用を請求する。） ・活用可能な空き家については、空き家ナビへの登録などを実施し有効活用を図る。 ・庁内の関係課や関係機関、自治会が協力して、空家対策を実施する。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
空家の適正管理を行う。 危険空家は基より危険空家となる前に除却をする。 利活用できる空家は空家ナビに登録する。	所有している建物・倉庫等の適正管理を行う。 使用しなくなった建物や倉庫等は早期に除却又は利活用する。	空家の特定空家（危険空家）化の防止と空家の利活用を行う。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
３－④自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成	脱炭素社会を目指す国内外の動向も踏まえ、環境保全条例の見直しが必要です。	自然と景観の調和の取れた美しい環境を次世代につないでいくため、環境保全条例の見直しを行います。
内容	景観、自然、地域環境に影響を及ぼすと考えられる、事業展開については事前の十分な検証を行うと共に、事業の稼働後についても、必要に応じて検証等を行い、これらとの調和を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・景観、自然、地域環境との	・景観、自然、地域環境と調和のと	・産業育成あたっては、地域環境の

調和のとれた産業の育成の必要性を認識し、計画段階からの説明会等に参加します。	れた事業展開となるよう心がけます。 ・町民、関係団体等に十分に説明する場を持ち事業進行を行います。	保全、継承を念頭に計画を立案し町民、事業者、関係諸団体と十分な調整の上、事業を実施します。 ・事業展開後も必要な検証を行い、地域環境の保全、継承に努めます。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
３－⑤農地の保全	約 1.1 k m ² の耕作放棄地があります。(R4 農地利用状況調査) 農業従事者の高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大、米価の下落、原油価格及び農業資材の高騰に伴う営農意欲の減退などの要因により耕作放棄地面積が増加しました。	新規貸付や自己保全管理の促進により遊休農地の解消を図ります。
内容	大地の恵み、清浄な空気、水の確保、外来動植物の繁茂の抑制等の観点から農業振興、農地の適正な活用を図り、荒廃農地の削減を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・所有農地の適正な管理を図ります。 ・実益、趣味にかかわらず作物（植物等）を育てることの有効性を認識します。 ・遊休農地や耕作放棄地の増加の抑制のために、農地の貸借等相互協力に努めます。 ・担い手への農地の集積を図るため地域で話し合いを行い、遊休農地や耕作放棄地の増加の抑制を行います。	・所有農地の適正な管理を図ります。 ・継続した農業経営が出来るよう町や関係諸団体との連携に努めます。 ・農業者以外の事業者の異業種参入の場合、農業への計画も考慮します。 ・担い手の不足により農業からの離脱や規模縮小を抑えるため、農地の貸借や事業協力等に努めます。 ・農地を活用する担い手の確保・育成に協力します。	・農業の継続的な展開のために必要な施策を講じ、助言、支援に努めます。 ・遊休農地の活用について必要な施策を講じます。 ・新たに農業に参入する町民、事業者等に助言、支援を行います。 ・規模の大小にかかわらず農業やガーデニングの要望に応えられる施策を講じます。 ・農地の受け手となる担い手の確保・育成支援を行います。 ・担い手への農地集積を図るための地域の話し合いについて推進します。

項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
３－⑥森林の保全	森林の適切な管理に向けて所有者への意向調査及び森林の境界調査を実施しています。	令和１３年度に全域の調査完了を目指し、調査を段階的に進めます。 調査結果を反映させ、適正な管理が進められた森林が見られるようにします。
内容	清浄な空気や水の確保、生態系の保全の観点等から、森林の適正な管理の促進、林業振興及び県産材の活用を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・所有森林の適正な管理に努めます。 ・森林等における自然観察会等に参加し意識を高めます。 ・地縁団体所有の森林の間伐等の手入れを行います。	・関係諸団体とも連携し、森林の適正な管理の促進に努めます。 ・関係諸団体とも連携し、町産材が地域で活用されるよう事業展開を図ります。	・森林の適正な管理の助言、支援を行います。 ・事業者等の森林保全活動等について助言、支援を行います。

４ 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

【全体像】

ごみの減量化を進め、再資源化の向上を目指すと共に、再生可能エネルギーの導入促進を図り、家庭での省エネルギー対策を進め、これらを総合的に温室効果ガスの削減につなげ、地球環境の保全に貢献します。

【現状と課題】

日常生活や事業活動の中では、利便性、生産効率の追求から、多くの資源やエネルギーを消費し、なおかつ、様々なものを廃棄しています。

次代に、恵まれた環境を継承するために、環境への負荷が少ない循環型社会・経済構造の構築に努める必要があります。

そこで、町民、事業者、町が協力して様々な施策において、これらのことを具体化する必要があります。

【基本的施策】

(１) ごみの減量化と資源化

資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量、及びこれらに係る費用負担が軽減されるように努めます。

家庭や事業所から出る紙ごみについて、普及啓発を図り可能な限り資源化す

ると共に、生ごみについては、水切りの徹底の普及啓発と、公共施設分等をはじめとして液肥などへの再資源化を図る方策を模索し減量化に努める。

(2) 4R運動の推進

廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量）に努めるとともに、廃棄物とされたものはリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じて資源としてできる限り利用するシステム構築と実践者の拡大を図り、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。

必要のないもの又は必要性の乏しい物は購入しない、再利用、再生使用の普及啓発を図り、廃棄物（ごみ）の減量化に努めます。

(3) マイバッグ運動の推進

4R運動の推進につながり、限られた資源の活用を図るため、マイバッグ利用促進を進めます。

(4) 省エネルギー政策の推進

家庭や事業所でのエネルギーの効率的利用により、家計負担の軽減、事業経費の効率的運用、環境意識の向上を図ります。

(5) 再生可能エネルギーの導入促進

屋根貸しやPPA（電力販売契約）等による設備導入などを推進し、家庭及び事業所への再生可能エネルギーを活用したシステムの導入を促進します。河川等の水流を活用した小水力発電システムの導入について、関係機関と協力し実現を図るよう検討します。その他の再生可能エネルギー関係機器については必要に応じて普及啓発を図ります。これらの事業の実施にあたっては、町内産業の活性化を主眼に促進します。

また、再生可能エネルギーに関する情報については、環境意識向上の観点から必要性を勘案し普及啓発に努めます。

(6) 温室効果ガスの削減

町民、町、事業者が行うあらゆる施策について温室効果ガスの排出の抑制を念頭に地球環境の保全につながるよう、配慮するよう努めます。

このためには、(5)の施策に併せ、個人、事業所などの所有を問わず、自動車の適正な運行管理を行う普及啓発を図り、町が使用する公用車について、更新を行う場合は特殊車両を除き、電気自動車およびハイブリッド車を主として、環境対応車の導入を促進します。

また、校庭や園庭などの芝生化、森林、農地の適切な管理の促進を図り、清浄な大気の維持に努めます。

【具体的施策と目標】※ごみの排出量、再資源化量は別添 3 参照。

項目	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 9 年度末)
4-①ごみの減量化	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）が令和 4 年 4 月から施行され、これまで試験的に行ってきた軟質プラスチックに加えてプラスチック使用製品についても分別回収に向けて検討が必要となっています。また、可燃ごみの大半を占める生ごみについても、処理方法を検討する必要があります。	プラスチック全般及び生ごみの分別回収を検討し、ごみの減量化と資源化を進め、排出するごみの量を令和 3 年度実績に対して 5 %以上削減します。 (令和 3 年度実績 : 4, 353t)
内容	ごみの分別を徹底し、資源化を促進し総量の削減を図ります。ほうきリサイクルセンターやクリーンランドほうき等のごみ処理施設の延命化に寄与します。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・ごみの少ない生活様式の工夫に努めます。 ・ごみの分別による資源化を図り、可燃ごみの減少に努めます。 ・食べ残し等によるフードロス削減し、生ごみを出さないようにします。	・ごみの資源化を図り、可燃ごみの減少に努めます。 ・廃棄物の少ない製品の造成を図ります。 ・飲食店で食べ残しを減らすように、持帰り等できるように工夫します。	・ごみの分別や減量、資源化への普及啓発に努めます。 ・役場で排出されるごみの減量を目指した取組みを行います。 ・事業上排出された生ごみの資源化の促進を図ります。 ・生ごみやプラスチックごみの分別回収を検討します。
項目	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 9 年度末)
4-②ごみの資源化	琴浦町の令和 3 年度末実績によるリサイクル率は、37.9%です。	ごみの資源化を減量化と両輪で進め、リサイクル率 50%以上となるよう資源化を推進していきます。
内容	紙ごみ、アルミ缶、布類、ペットボトル、発泡スチロールなど資源化につながるごみは、町や小学校区で行う定期回収や、事業者の行う拠点回収を活用して、資源化の促進を図ります。	

町民の役割	事業者の役割	町の役割
・ごみの少ない生活様式の工夫に努めます。 ・ごみの資源化を図り、可燃ごみ・特に生ごみの減少に努めるとともに、堆肥化を図ります。	・廃棄物の少ない事業展開や製品の造成に努めます。 ・廃棄物を資源として活用する事業の創造を図ります。 ・町等が行う、拠点回収に協力します。	・再資源化の効果も含めて普及啓発を行います。 ・地域や団体等で取組む再資源化事業（回収等）について、助言、支援を行います。 ・廃棄物を資源として活用する事業に助言、支援を行います。 ・従来行っていなかった、生ごみやプラスチックのリサイクルを推進し、さらに可燃ごみのリサイクルを行います。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
４－③４Ｒ運動 リフューズ(断る)、リデュース(減らす)、リユース(再利用)、リサイクル(資源を再利用)	持続可能な社会の実現に向けて４Ｒを意識した行動が広がっていくことが求められています。	４Ｒ運動を具体的に展開するため、広報紙等による広報を展開するとともに、住民・事業者と協働して普及啓発を行います。
内容	ごみの減量、再資源化など循環型社会の基本である４Ｒ運動の普及啓発を図り、環境に配慮したまちづくりを進めるための諸施策を講じます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・生活様式全般を見直し、４Ｒ運動を基本とした行動をとり、環境への負担を軽減します。	・再利用可能な容器類等の使用・回収に努めます。 ・必要性の少ない製品包装を省き、ごみの減量化を図ります。	・４Ｒ運動の具体的な行動を示すなど、普及啓発の強化を図ります。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
４－④家庭、事業所等への再生可能エネルギー等新エネルギーシステムの導入	家庭用太陽光発電による固定価格買取制度（FIT）の終了を迎える設備が増えており、蓄電池への切替えなど次のステージに進む段階を迎えています。	屋根貸しやPPA（電力販売契約）等による設備導入などを推進し、地域新電力会社と連携して、エネルギーの地産地消と地域内経済循環を目指しつつ、脱炭素社会の実現に寄与します。

内容	環境への負荷低減を図るため、家庭用蓄電池、熱交換など新エネルギーシステム等再生可能エネルギーの普及啓発、導入促進を図り、県等関係機関と連携の上、支援を行います。事業所、公共施設等には、これらについて継続した導入促進を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・住宅の新築、改築時には、新エネルギーシステムの導入を検討します。 ・日頃から再生可能エネルギーに関する知識を得、実際の導入の際にはその活用を図り、経済的で効率的となるよう努めます。	・新エネルギーシステムの町民等への紹介、営業、施工に際しては説明責任を踏まえ、適切に行います。 ・事業について、新エネルギーシステムの導入検討に努めます。	・再生可能エネルギーである、新エネルギーシステムの普及啓発及び県等関係機関と連携の上、支援を行います。 ・特に災害時でも電気（明かり）や湯などが使用可能なシステムの普及啓発及び支援を行います。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
４－⑤家庭省エネルギー対策	断熱性能・省エネ性能を備え、再生可能エネルギー（再エネ）を導入した環境に優しく快適で安心な住環境の実現を目指す住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：ZEH）の導入が普及してきました。	省エネ家電製品への買換えなど、各家庭で省エネに向けた行動につながる啓発を行うとともに、ZEHのさらなる普及による環境負荷の低減を目指します。
内容	家庭ごとの環境負荷低減と環境意識の向上を図るため、省エネルギー（省エネ）に繋がる方法の普及促進を行い、家庭の取組みを推進していきます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・日頃から省エネ対策に係る知識を得るよう努めます。 ・省エネに関する知識により、エネルギー消費を抑え環境負荷低減と家計費の削減に努めます。 ・自動車や電化製品等の購入にあたっては、環境負荷の少ないものを選ぶよう努めます。	・町民等の自動車や電化製品等の購入等については、環境負荷の少ないものを提案し、十分な説明を行い適切な購入等となるよう努めます。 ・電化製品の耐用年数等、機会をとらえて消費者に周知し、不具合の発生を未然に防ぐよう努めます。	・家庭での省エネ対策に関する普及啓発を行います。 ・再エネ等の省エネ機器の普及啓発を行います。

・電化製品等で適切な時期に更新又は廃棄することが省エネ対策上、望ましいものについては、製品等に対する知識を持つよう努めます。		
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
４－⑥小規模水力発電所の導入	小規模水力発電所については、船上山ダムを水源とした船上山ダムが稼働しており、町が管理・運営しています。 民間による農業用水を利用した稼働小水力発電施設はありません。	民間活力を主体に、小水力発電所の新規稼働を目指します。
内容	自然、地形、遊休土地を、再エネの導入促進に活用するため、民間活力を主体とした、小水力発電所の導入の促進を図ります。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・再エネ導入の有効性等について知識を得るよう努めます。	・事業関係の遊休土地等での再エネの生産等の可能性について検討に努めます。	事業展開の進捗よくに関して、必要に応じて情報提供、助言、支援を行います。
項目	現状 (令和４年度)	目標 (令和９年度末)
４－⑦自家用車、事業用自動車、公用車等の省エネ対策車比率の向上	HV車・EV車など、環境対応車の導入が進んでいます。 全国知事会で都道府県が新たに導入する公用車については、原則全てEV車への切替えを目指すことが宣言されるなど、脱炭素社会の実現に向けた行動の１つとしてガソリン車から転換する動きが加速している。	公用車を更新する際には、例外を除いてEV車、HV車など環境対応車への転換を促進し、３台以上はガソリン車から転換することを目指します。 また、EV車用充電施設の整備を推進します。

内容	環境負荷低減と省エネ対策を図るため、自家用車、事業用自動車の購入、買替、借入に際しては、燃料電池車、電気自動車、HV車、環境対応車となるよう普及啓発に努め、役場公用車については、特別の事情を除きこれらを導入します。電気自動車を導入した際には、町民への啓発が可能となるような方策を講じます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・自家用車の購入、買替、借入に際しては環境対応車を検討するよう努めます。	・事業に供する自動車の購入、買替、借入に際しては環境対応車を検討するよう努めます。	・役場公用車の保有体制については環境対応車となるよう計画的な購入、買替、借入に努めます。
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)
4－⑧温室効果ガスの削減と地球環境保全	地球温暖化対策主任会議を中心に、地球温暖化対策実行計画の改定作業を行っています。	役場庁内で、空調等施設の高機能化や公用車の環境対応車への切替えなどに取組み、温室効果ガス発生を5%削減します。また、家庭や事業所でも対策が展開されるよう、その効果を広く周知していきます。
内容	家庭や事業所でのフロン類など温室効果ガスの排出削減、省エネ対策、再エネ導入促進、庁内での「地球温暖化対策主任会議」を実施継続し、率先した取組みを行い、この取組みの浸透を図り、温室効果ガスの削減の施策が地球環境保全につながるよう努めます。	
町民の役割	事業者の役割	町の役割
・温室効果ガスの削減の基礎単位となる、家庭での省エネ対策を進めます。	・事業における省エネ対策を進め、温室効果ガスの削減に努めます。 ・事業所内での対策会議等を設置し削減目標を設定するなど具体的な対策の検討をすることに努めます。	・継続的な普及啓発を行います。 ・上記会議を継続し、役場の目標の達成を図ります。

※環境基本計画の基本方針に係る具体的施策、目標一覧は別添をご参照ください。

第5章 実施計画の推進と年次報告

1 実施計画の推進

第4章に掲げる具体的施策の推進については、環境基本条例の基本理念を基に、町民、事業者、町がそれぞれの施策で実践し、また相互に協力して推進します。施策については地域環境の保全、継承を念頭に、さらには、地球環境の保全につながることになるように努めます。

これらを効果的に進めていくためには、それぞれの最小単位の行動が集積されることが必要です。

また、この進行管理を着実に行之、適切な計画の見直し行うことも大切です。

(1) 環境審議会の役割

基本計画の推進及び振興管理に係る町民の代表組織として位置づけるとともに、町長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全、継承に関する重要な事項を調査、及び審議、提言します。

- ・環境基本計画の策定、計画の中間見直し、更新にあたっては、中心的な役割を担います。

- ・環境基本計画の年次報告、一部改正などは、報告を受け、必要に応じて意見を付します。

(2) 庁内組織の役割

「地球温暖化対策主任会議」を基本計画の実施計画の目標の達成のための進行管理の中心として、基本方針に係る施策を積極的に進め、職員の意識醸成を推進します。

- ・環境基本計画における、年次報告の作成、計画の一部改正など実務の中心的な役割を担います。

(3) 関係例規の整備

現在次の例規を整備していますが、基本計画の遂行に必要と思われる場合は、新たに制定することも考えられます。

- ・琴浦町環境に配慮したまちづくりの推進に関する基本条例（環境基本条例）
- ・琴浦町環境審議会条例
- ・琴浦町環境保全条例
- ・琴浦町きれいな町づくり条例

※各条例条文は参考ページをご参照ください。

(4) 年次報告

環境基本条例の規定に基づき、基本計画の実施計画の目標の達成度、効果などの年次報告を行います。内容は環境審議会で審議されたもので、町ホームページを主体に広報を行います。

■年次報告書の記載事項

- ・ 町を取巻く環境の状況について
- ・ 環境に関する取組みの実施状況について
- ・ 計画で定めた数値目標の状況について
- ・ その他

(5) その他

基本計画の目標の達成のために、細部にわたるシステムについては必要に応じて作成し目標達成を円滑に進めるように努めます。

別添1 環境基本計画の基本方針に係る具体的施策、目標一覧

※ 目標は令和4年度に対する目標です。

1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進				
番号	項目番号	項目	令和9年度 目標概要	令和9年度 数値目標
1	1－①	海洋、河川の水質 保全	調査、検査等を継続し、町内の全ての河川は水質基準に適合した状態とします。	－
2	1－②	生活排水の処理	接続可能区域における接続率及び浄化槽法定点検率を5%以上向上させます。	〔数値目標：接続可能区域における下水道接続率及び浄化槽法定点検率をそれぞれ5%以上向上〕
3	1－③	野外焼却	特例による野外焼却を極力なくし、不法な野外焼却を撲滅に近い状態とし、苦情件数を減少させます。	－
4	1－④	騒音・振動・大気汚染・悪臭の防止	事業活動に伴う騒音・悪臭に対しては、事業者と協働して問題解消に向けて定期的に行動し、対象案件が発生しない状況を目指します。 公用車は更新する際にEV車、HV車など環境対応車の導入を促進し、3台以上はガソリン車から転換することを目指します。 公共交通、乗合い交通等の利用促進を図り、大気汚染防止に努めます。	〔数値目標：3台以上の公用車を環境対応車へ転換する〕
5	1－⑤	犬、猫等の愛玩動物の飼養	現状に比して、狂犬病予防接種率の向上した状況とし、飼養に係る苦情を減少します。	〔数値目標：狂犬病予防接種率を10%以上向上〕

6	1－⑥	地下水の涵養	地下水が地域の貴重な資源であることを住民・事業者が共通理解できるように普及啓発する。 森林環境譲与税を活用するなど、山林の間伐等適正な管理を促進していきます。	—
2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承				
7	2－①	海岸漂着物	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な景観が見られる状態とします。	〔数値目標：海岸清掃を定期的に行う団体を今以上に増やす〕
8	2－②	国立公園内における美化、保全活動	引き続き、定期的な清掃活動を行い国立公園内の自然美化に努めます。 また実施団体と協議し、後進の人材確保を推進します。	—
9	2－③	幼少期からの環境学習(保全活動)	今後も継続して、生活や地域の中で身近な環境に触れ、より良い環境づくりに向けた取組みを行うことで、小さい頃から環境を守る意識と行動を習慣化できるように育てていきます。	〔数値目標：全てのこども園(保育園)、小中学校で環境学習(保全活動)を実施する〕
10	2－④	自然観察会等の開催	自然・星空観察等地域の自然のほか、史跡や名勝、天然記念物など町内文化財を活用し、地域の歴史・風土に関する学びの機会の提供を充実します。	—
3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承				
11	3－①	不法投棄監視	2名体制による監視を継続して行い、看板や監視カメラ(ダミー含む)の設置など、監視体制を強化します。	—

12	3－②	不法投棄の撲滅	啓発と監視体制の強化により、不法投棄事案が現状に比して減少した状態とします。	〔数値目標：不法投棄事案数を 50 % 減少〕
13	3－③	空家等の適正管理	除却補助金や空家ナビ登録を積極的に広報し、危険空家の発生を防ぎます。代執行を積極的に行います。	〔数値目標〕 ・空家等の件数 655 件（10 % ・ 73 件減） ・代執行 6 件 ・除却補助金交付 50 件 ・空家ナビ成約件数 55 件
14	3－④	自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成	自然と景観の調和の取れた美しい環境を次世代につないでいくため、環境保全条例の見直しを行います。	－
15	3－⑤	農地の保全	新規貸付や自己保全管理の促進により遊休農地の解消を図ります。	〔数値目標：R9 年度 0.9 k m ² 〕
16	3－⑥	森林の保全	令和 13 年度に全域の意向調査完了を目指し、調査を段階的に進めます。	－
4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進				
17	4－①	ごみの減量化	ごみの減量化と資源化を進め、排出するごみの量を令和 3 年度実績に対して 5 % 以上削減します。	〔数値目標：ごみの総排出量を 5 % 削減〕
18	4－②	ごみの資源化	ごみの資源化を減量化と両輪で進め、リサイクル率 50 % 以上となるよう資源化を推進していきます。	〔数値目標：リサイクル率を 50 % 以上にする〕
19	4－③	4R 運動の推進	4R 運動を具体的に展開するため、住民・事業者と協働して普及啓発を行います。	－

20	4－④	家庭、事業所等への再生可能エネルギー等新エネルギーシステムの導入	屋根貸しや PPA（電力販売契約）等による設備導入などを推進し、地域新電力会社と連携して、脱炭素社会の実現に寄与します。	－
21	4－⑤	家庭省エネルギー対策	省エネ家電製品への買換えなど、各家庭で省エネに向けた行動につながる啓発を行うとともに、ZEH のさらなる普及による環境負荷の低減を目指します。	
22	4－⑥	小規模水力発電所の導入	民間活力を主体に、小水力発電所の新規稼働を目指します。	〔数値目標：新規小規模水力発電施設1箇所以上〕
23	4－⑦	自家用車、事業用自動車、公用車の省エネ対策車比率の向上	公用車を更新する際には、例外を除いてEV車、HV車など環境対応車への転換を促進し、3台以上はガソリン車から転換することを目指します。 また、EV車用充電施設の整備を推進します。	〔数値目標：3台以上のガソリン車を環境対応車に転換〕
24	4－⑧	温室効果ガスの削減と地球環境保全	役場庁内で、空調等施設の高機能化や公用車の環境対応車への切替えなどに取組み、温室効果ガス発生を5%削減します。	〔数値目標：役場庁内の温室効果ガス発生を5%削減〕

別添2 環境基準、下水道普及率
水質基準(河川)

類型	利用目的の 適応性	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然 環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	20CFU / 100ml 以下
A	水道1級、水産 1級、水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	300CFU / 100ml 以下
B	水道3級、水産 2級、及びC以 下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU / 100ml 以下
C	水道3級、工業 用水1級、及び D以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及び Eの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以 下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—

上記基準は、環境基本法に基づく生活環境の保全に関する水質基準（一般項目）によります。

備考

1 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数出ない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上。

参考

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2	水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。 水道 3 級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの。
3	水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等 β 一中腐水性水域の水産生物用
4	工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
5	環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない程度。

工業排水基準

項 目	排水基準	備 考
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6PH 以下	・この基準は水質汚濁防止法に基づく一律排水基準のうち、生活環境項目によります。 ・基準値は日間平均値によります。
生物化学的酸素要求量	160 mg/ℓ以下	
化学的酸素要求量	160 mg/ℓ以下	
浮遊物質	200 mg/ℓ以下	
大腸菌群数	3000 個/ c m ³ 以下	

悪臭に関する基準

悪臭防止法の規定により、規制区域、規制区分を指定し、指定した区域内の全ての工場、事業場から排出される悪臭を規制対象としています。

1 規制基準区域の区分

地 域	区 分	区域	琴浦町区分区域
都市計画法上の市街化区域及びこれに相当する区域	主として住居商業を中心とした区域	A	・規制区分は A 及び B 【A 区域】 ・八橋地区（徳万地域、一部除く）
	主として工業の用に供されている地域、その他固有の悪臭に順応の認められる地域。	C	
上記以外の区域で市街化区域に準ずる地域	主として住居商業を中心とした区域	A～B	・浦安地区（浦安中心部付近） 【B 地区】 ・赤碕地区（一部国道 9 号線南側除く）
	主として工業の用に供されている地域、その他固有の悪臭に順応の認められる地域。	C	
その他の地域	多数の人が集合する場所、多数の人が利用する学校、病院等の周辺地域	A～B	・上記以外の八橋地区、浦安地区
	主として農業漁業のために供される地域	C	

2 敷地境界線における特定悪臭物質濃度規制基準 単位：P P M

区分／物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
A区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.009	0.02
区分／物質	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレラルデヒド	イソバレラルデヒド
A区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
B区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
区分／物質	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケト	トルエン	スチレン	キシレン
A区域	0.9	3	1	10	0.4	1
B区域	0.9	3	1	10	0.4	1
区分／物質	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸		
A区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		
B区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		

騒音、振動に関する基準

琴浦町は、騒音規正法、振動規正法の規制区域の指定はありませんが、県公害防止条例に規定する基準には該当します。

1 深夜騒音に関する基準（県公害防止条例）

区域の区分	基準値（dB）
法規制区域以外の区域で、工業専用地域等を除く地域	45dB（22:00～翌朝 6:00）

2 拡声器騒音の基準（同上、概略）

種別	区分	規制地域その他	範囲等	基準値
商業放送	地上	学校、図書館、医療施設、介護施設等周辺	概ね 50m 以内	禁止
	航空機	8：00～17：00	地上において	65dB 以下
種別	区域の区分		時間帯	基準値（dB）
事業場等の構内放送、屋外における催事等	法規制区域以外の区域で 工業専用地域等を除く		6：00～22：00	70
			22：00～6：00	45
上記以外	同上		基準値（dB）	
			70	

※拡声器使用制限の対象とならない場合

災害時放送、公共交通案内放送、電気、ガス、水道等事業に関する放送、公職選挙法に関する放送、祭礼、慣習等に関する放送、など。

下水道普及率（令和３年度）

（単位：人・％）

処理区分		計画人口	供用開始	整備率	下水接続	接続率
公共下水道		12,476	12,729	99.9	10,249	80.5
	東伯処理区	7,036	7,022	99.8	5,702	81.2
	赤碕処理区	5,710	5,707	99.9	4,547	79.7
農業集落排水		3,432	3,432	100.0	3,124	91.0

別添3 ごみの排出量、ごみの再資源化量

1 年度別家庭ごみ排出量（ほうきりサイクルセンター搬入量）（単位： kg）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	3,192,290	3,067,940	2,975,920	2,854,770
不燃ごみ	113,860	121,580	127,800	111,650
可燃性粗大ごみ	125,710	140,080	150,570	142,870
不燃性粗大ごみ	37,890	57,330	63,750	57,410
小型家電	24,330	21,910	15,590	13,390
計	3,494,080	3,408,840	3,333,630	3,180,090

2 年度別事業系ごみ排出量（ほうきりサイクルセンター搬入量）（単位： kg）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	1,148,410	1,107,580	1,038,300	1,069,380
不燃ごみ	25,240	17,430	26,420	30,480
可燃性粗大ごみ	82,730	71,100	57,980	61,620
不燃性粗大ごみ	5,110	5,190	7,720	7,260
小型家電	0	0	1,460	4,350
計	1,261,490	1,201,300	1,131,880	1,173,090

3 全体ごみ排出量（単位： kg）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭ごみ	3,494,080	3,408,840	3,333,630	3,180,090
事業系ごみ	1,261,490	1,201,300	1,131,880	1,173,090
総 計	4,755,570	4,610,140	4,465,510	4,353,180

4 ごみの再資源化量（団体回収分）（単位： kg）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
古紙類	509,589	506,480	504,087	545,058
金属類	9,429	8,306	9,703	8,270
ビン類	3,205	2,283	1,602	1,378
計	522,223	517,069	515,392	554,706

5 ごみの再資源化量（倉吉資源リサイクル事業協同組合分）（単位：kg）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新聞	14,060	13,030	11,970	11,530
雑誌	11,940	10,450	8,750	7,460
段ボール	8,270	8,010	7,860	7,200
牛乳パック	1,410	1,240	1,260	1,120
古着	36,230	41,180	42,650	41,580
ペットボトル	24,060	24,800	25,270	26,630
発泡スチロール	5,772	5,608	6,117	6,262
計	101,742	104,318	103,877	101,782

6 全体ごみ再資源化量（単位：kg）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体回収	522,223	517,069	515,392	554,706
倉吉資源リサイクル 事業共同組合	101,742	104,318	103,877	101,782
その他	1,843,835	1,859,706	1,941,793	1,966,314
総 計	2,467,800	2,481,093	2,561,062	2,622,802

琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例

前文

私たちのまち琴浦町は、南は大山山麓、北は日本海、山と海に抱かれた秀逸な自然に見られるように美しい自然環境に育まれてきた。この自然は、清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくり基盤となっている。

この恵まれた地域環境は、先人より受け継がれてきた私たちのかけがえのない財産であるとともに、人々の心の安らぎでもある。

しかしながら、これまでの過度な産業活動による、地球温暖化、異常気象など全地球規模の顕著な環境の変化は、このまま行けば、私たちの生活環境はもとより、全ての生物の生存基盤まで脅かすことになりかねない。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生を地球環境の保全につなぐために、連綿と育まれてきた恵まれた自然環境を確実に将来に継承することが私たちの責務である。

このためには、森林の保全、農地の活用の継続、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める必要がある。

私たちは、町、町民及び事業者が協力して環境に配慮したまちづくりの取組を進め、琴浦町から地球環境の保全を提唱し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境に配慮したまちづくりについて、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれが地域環境の保全に対する意識を持ち、環境に配慮したまちづくりの取組を進め、もって町民が健康で文化的な生活を将来にわたって営むことができる良好な環境の確保に寄与すること、更には地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破

壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 第1条の目的を達成するために次の三つを基本理念とする。

- (1) 人と自然が共生することができる地域環境を形成・保全し、確実に将来へ継承することは、地球環境の保全につながるものであることを認識し、行動しなければならない。
- (2) 地球環境の保全に必要な事項を自らの問題として常に学び、環境意識の向上に励み、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努めなければならない。
- (3) 町、町民及び事業者は、施策・活動において地域環境の保全に対する意識をもち、それぞれが自主的かつ積極的及び相互に協力して、環境に配慮したまちづくりの取組を進めなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に地域環境の保全に対する意識をもち、環境に配慮したまちづくりに必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、施策・活動を実施するにあたり、環境に配慮した資源の循環利用、再生可能エネルギー導入促進、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制を自ら行い、併せて適切な普及啓発を行う責務を有する。
- 3 町は、町民及び事業者の実施する施策・活動に協力し、及び支援するよう努めるものとする。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適正な保全に努めるために、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入への配慮、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制に努めるものとする。

- 2 町民は、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全に自ら努め、必要な事項を自ら学ぶとともに、町及び事業者が実施する施策・活動に協力するよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、常に地球環境の保全を意識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷の低減に資する原材料及び役務の利用・導入並びに廃棄物の発生又は排出の抑制及び適切な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動において、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

4 事業者は、地球環境の保全を念頭に地域環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町及び町民が実施する施策・活動に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 町は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進

(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承

(3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

(4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

(環境基本計画)

第8条 町長は、前条の基本方針に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 基本方針に基づく目標

(2) 基本方針に基づく施策の方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定にあたっては、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、琴浦町環境審議会条例（平成16年条例第137号）に定める琴浦町環境審議会（以下「審議会」）の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第9条 町長は、毎年度、環境基本計画に沿った施策の状況等を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 町は、国、県及びその他関係機関と連携して情報の提供・共有を図り、環境保全にかかる施策・活動に資するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の貢献に努めるものとする。

(調査の審議等)

第11条 環境の保全に関する必要な調査審議は、審議会で行う。

(委任)

第12条 本条例の基本理念に基づく必要な施策は、この条例並びに琴浦町環境保全条例（平成16年条例第136号）及び琴浦町きれいな町づくり条例（平成21年条例第28号）で定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

琴浦町環境審議会条例

(設置)

第 1 条 琴浦町の環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、
琴浦町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 20人以内

(2) 町の職員 1 人

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞し
たものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき
は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。

(関係者の出席要求)

第6条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を研究討議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

2 平成22年9月1日に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。

附 則(平成24年8月29日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

琴浦町環境保全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営む上において環境の保全が極めて重要であることにかんがみ、環境基本法(平成 5 年法律第91号)その他関係法令及び鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に特別の定めがあるもののほか、事業者、町及び町民の環境の保全に関する責務を明らかにし、環境保全に関する町の施策の基本となる事項を定めることにより、町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(事業者の責務)

第 2 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害の防止については、事業者自身が社会的責務を有するとの自覚に基づき、その責任において必要な措置を講ずるとともに、町長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町の責務)

第 3 条 町は、自然的社会的条件に応じた環境保全に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、日常生活において互いに生活環境を損なうことのないように心掛け、進んでその整備に努めるとともに、町長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町の施策等)

第 5 条 町長は、町民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため、おおむね次に掲げる事項につき必要な施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

(1) 総合開発計画その他の地域開発計画の策定及び実施に当たっての公害防止に関すること。

(2) 公害防止に資するために必要な監視、測定及び調査研究に関すること。

- (3) 公害に関する知識の普及と啓発に関すること。
 - (4) 公害防止についての指導及び事業者が実施する公害防止のための施設等の設置又は改善についての融資のあっせんに関すること。
 - (5) 緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- 2 町長は、前項の施策を実施するに当たり、事業者より負担金を徴収することができる。

(苦情の処理)

第6条 町長は、生活環境に係る苦情等の申立てがあったときは、速やかにその実情を調査し、当該苦情を適切に処理するよう努めなければならない。

(公害防止計画の協議)

第7条 事業者は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると予想させる工場、事業所、施設等(以下「工場等」という。)を設置し、又は変更をしようとするときは、あらかじめ公害防止計画について町長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議には、次に掲げる事項を記載した計画書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 業種及び主要な生産品目
- (3) 建物及び施設の構造並びに配置
- (4) 主要機械の種類及び使用方法
- (5) 原材料及び燃料の種類並びに使用予定量
- (6) 製造工程
- (7) ばい煙、粉じん、悪臭、排出水、騒音又は振動の処理方法
- (8) その他町長が必要と認める事項

3 この条例施行の際、既に工場等を設置して操業を行っている事業者(設置の工事を行っている事業者を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長と第1項の規定による協議をしなければならない。

- (1) 前条に規定する苦情の申立てに関係のある工場等で、その改善がなされず、又はその改善が不備と認められるもの
- (2) この条例施行の日以前において、町長が公害の防止について必要な措置を講ずるよう通告している工場等で、当該措置が実施されず、又はその措置

が不備と認められるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が公害の防止通告について特に必要と認めるもの

(公害防止対策の勧告)

第8条 町長は、事業者が前条第1項又は第3項の規定による協議に応じないとき、又はその事業活動によって公害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるときは、公害の防止についての必要な措置を講ずることを当該事業者に勧告することができる。

(勧告に基づく措置等)

第9条 前条の規定による勧告を受けた事業者は、第7条第1項又は第3項の規定による協議をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議に当たり、必要に応じて琴浦町環境審議会(以下「審議会」という。)又は審議会の専門部会の意見を聴くことができる。

3 事業者は、第1項の規定による協議が完了したときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(公害の防止協定の締結)

第10条 町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、事業者との間に公害防止に関する協定及びそれに類するもの(以下「協定等」という。)を締結することができる。

2 町長は、前項の規定による協定等を締結しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第5条第2項に定める負担金の額については、協定等により定めるものとする。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第11条 何人も、住居が密集する地域内でみだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他燃焼に伴って悪臭が生じ、又は著しいばい煙及び有毒なガスが発生するおそれのあるものを多量に焼却してはならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第12条 家畜又は家きんの飼養施設を管理する者は、汚物、汚水の処理設備を設け、これを衛生的に維持管理し、悪臭の発散及び汚物、汚水の流出防止に努

めなければならない。

(緩衝地帯の設置)

第13条 工場等を設置し、又は変更しようとする者は、生活環境を保全するために必要な緩衝地帯を設けなければならない。

2 この条例施行の際、既に工場等を設置して操業を行っている事業者は、前項に規定する緩衝地帯を設けるよう努めなければならない。

(し尿浄化槽の維持管理)

第14条 し尿浄化槽を設置している者は、し尿浄化槽を衛生的に維持管理しなければならない。

(排水の処理)

第15条 家庭排水を排出する者は、これを衛生的に維持管理し、公共水路等を汚染することがないように努めなければならない。

(立入調査)

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして工場等に立ち入り、その施設及び関係する書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東伯町環境保全条例(昭和54年東伯町条例第17号)又は赤碕町環境保全条例(昭和49年赤碕町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年6月15日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に締結された協定等については、なお従前の例による。

琴浦町きれいな町づくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害を防止することにより、きれいな町づくりを推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等を持ち帰らずに放置し、又はこれらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 公共の場所等 道路、河川、山林、公園その他公共の場所及び屋外の町民等が広く利用する場所をいう。
- (6) 土地所有者等 町内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、その他愛玩用の動物をいう。
- (8) 犬のふん害 飼い犬等のふんの放置により、公共の場所等を汚すことをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、きれいな町づくりを推進するため、ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する必要な施策を総合的に実施しなければならない。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を原則として持ち帰らなけ

ればならない。

- 2 前項の規定にかかわらず町民等は、空き缶等を適正に収容することができる回収容器が設置されている場合においては、空き缶等を回収容器に収容することができる。この場合において回収容器が空き缶等を分別することができるものであるときは、適正に分別して回収容器に収容しなければならない。
- 3 町民等は、町が実施するごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、空き缶等の散乱防止に努めなければならない。

- 2 事業者は、ごみのポイ捨ての防止について、従業員等に対する意識啓発その他必要な措置を講ずるとともに、町が行う環境美化施策に協力しなければならない。
- 3 容器入り飲料を屋外又は屋外に面した場所で販売する者(自動販売機によって販売する者を含む。(以下「飲料販売者」という。))は、その販売する場所に当該容器を回収する容器を設置し、これを適正に管理するとともに、周辺の清掃を行わなければならない。
- 4 飲料販売者は、前項の規定により回収容器を設置する場合は、空き缶等を分別して収容することができる回収容器とするよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、町が行う環境美化施策に協力しなければならない。

(ごみのポイ捨て、空き缶等の投棄の禁止)

第7条 何人も、公共の場所等にごみのポイ捨て、空き缶等を投棄してはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 飼い犬等を所有し、又は管理している者(以下「飼い主」という。)は、公共の場所等において飼い犬等がふんをしたときは、これを回収し、持ち帰らなければならない。

2 飼い主は、町が実施する飼い犬等のふん害防止に関する施策に協力しなければならない。

(指導)

第9条 町長は、第7条、第8条の規定に違反した者に対し、職員を当該土地、又は建物に立ち入らせ、空き缶等の回収、及び飼い犬等のふんの回収、並びにその他必要な措置を講ずるよう必要な調査、指導をさせることができる。

2 第1項により職員による調査を受けた者は、その調査に協力しなければならない。

(勧告)

第10条 町長は、第7条、第8条の規定に違反した者に対し、原状の回復その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第12条 町長は、前条の規定により命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その命令内容を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 琴浦町実行委員会の設立について

社会教育課

1 概要

令和 6 年 10 月に開催予定のねんりんピック鳥取大会において、琴浦町でソフトボール競技の交流大会を実施するにあたり、実行委員会を立ち上げるもの。

2 実行委員会(設立総会)について

日時：令和 5 年 6 月 15 日（木）13：30～

内容：委員の委嘱、会則、事業計画、予算等の説明、承認ほか

3 実行委員について

別紙名簿（案）のとおり

4 今後のスケジュール（案）

交流大会実施に向け、今後は町管理職等で組織する運営委員会、運営部会で内容を検討し、実行委員会で報告して協議、決定する。

（別紙「役割分担（案）」参照）

○実行委員会のスケジュール

- R5. 6. 15 実行委員会設立総会、第 1 回実行委員会
- R5. 10 愛媛大会視察（今治市ソフトボール大会会場）
- R5. 12 第 2 回実行委員会（視察報告、R 6 に向けた準備等協議）
- R6. 3 第 3 回実行委員会（R 6 事業計画、予算）
- R6. 4～ 随時実行委員会を開催し、準備状況や大会 PR 等について協議
- R6. 10 10/19～10/22 とっとり大会開催

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 琴浦町実行委員会名簿(案)

(敬称略)

	役 職	氏 名	団 体 名 等
1	会 長	福本 まり子	琴浦町長
2	副会長	田邊 正博	琴浦町副町長
3	副会長	河原 裕司	琴浦町教育長
4	委 員	大平 高志	琴浦町議会議長
5	委 員	中井 一郎	社会福祉協議会
6	委 員	榎田 勝充	高齢者クラブ
7	委 員	岡田 耕一郎	琴浦町医師会（岡田医院）
8	委 員	宮田 真一	琴浦大山警察署長
9	委 員	山崎 照美	琴浦消防署長
10	委 員	田子 義則	琴浦町スポーツ協会
11	委 員	徳田 博明	鳥取県ソフトボール協会理事 長
12	委 員	池本 貴生	琴浦町スポーツ協会ソフトボ ール部長
13	委 員	丸山 保	スポーツ推進委員会
14	委 員	山本 稔	小・中学校長代表
15	委 員	馬野 慎一郎	琴浦町商工会
16	委 員	山下 一郎	琴浦町観光協会
17	委 員	正木 信行	鳥取中央農業協同組合（アグリ ポート琴浦）
18	委 員	川上 一敏	大山乳業農業協同組合
19	委 員	祇園 行裕	赤碕町漁業協同組合
20	委 員	谷口 満	報道関係者（TCC 代表）
21	監 事		
22	監 事		

ねんりんピック実行委員会・運営委員会役割分担（案）

実行委員会	
・大会等の開催に必要な計画に関すること ・大会等の企画及び運営に関すること ・関係機関及び関係団体との連絡調整 （事務局：社会教育課）	委任

報告

実行委員会委員（案）	
主催者（町三役）、町議会議長、社会福祉協議会長、高齢者クラブ会長、医師会、琴浦大山警察署長、琴浦消防署長、町スポーツ協会長、県ソフトボール協会、町スポーツ協会ソフトボール部長、スポーツ推進委員長、小・中学校長代表、商工会会長、観光協会展長、農業・漁業協同組合代表者、報道関係者（TCC代表）ほか	

運営委員会（部会） ※部会は関係団体と協力し構成する					
部会	総務・式典	競技	健康づくり	おもてなし	広報
担当業務	・開始式及び表彰式に関すること ・町民ボランティアに関すること ・弁当調達に関すること ・駐車場に関すること ・警備及び防災に関すること ・他の部会に属さないこと	・競技運営に関すること ・競技施設及び用具の整備に関すること ・競技役員の編成に関すること	・健康づくりに関すること ・福祉に関すること ・生きがい関連イベントに関すること ・医療及び救護に関すること	・観光に関すること ・おもてなしに関すること ・物販に関すること ・食品衛生及び環境衛生に関すること	・広報及び報道機関との調整に関すること ・町民協働の推進に関すること
担当課	総務課、議事事務局、建設住宅課、上下水道課	社会教育課、人権・同和教育課	すこやか健康課、福祉あんしん課、町民生活課、出納室	商工観光課、農林水産課、子育て応援課、教育総務課	企画政策課、税務課
事務局担当	柏木	柏木	藤原	増田	増田

増田

琴浦町人権施策実施計画の策定について

人権・同和教育課

1 概要

町では「人権尊重の社会づくり条例」に基づく人権施策基本方針をもとに、各分野の具体的な取り組みを示す実施計画を策定し、あらゆる人権に関する課題に取り組み、人権が尊重されるまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくことをめざしている。

令和5年3月に実施した計画案に対するパブリックコメントで多数の意見が出され、町人権尊重のまちづくり審議会の中で審議を行った結果、再度内容検討が必要という結論となった。策定作業を引き続き行い、早期の計画策定を行う。

2 パブリックコメント及び審議会が出された主な意見

- ・町としてあらゆる差別を根絶するという姿勢が希薄である。
- ・計画に記載されている施策がなぜ必要なのか、説明が不十分である。
- ・計画の中に記載されるべき事業や関係機関に漏れがある。
- ・各人権課題の施策について基本方針と実施計画との整合性を持たせるべき。

3 計画策定に向けた作業内容

- (1) 実施計画は、基本方針で定めた施策の基本的な方向を具体化するため推進すべき人権施策関連事業を明らかにするものである。基本方針と実施計画を一体化した構成にし、それぞれの人権課題の現状と課題、今後の取り組みをより分かりやすいものとする。
- (2) 全ての人権課題について、町の施策及び関係機関等について内容の記載漏れがないよう再度全課に確認を行う。
- (3) 当事者および町民の声がしっかりと反映されるよう町人権尊重のまちづくり審議会での審議・検討を十分に行う。

4 計画策定スケジュール

- ・人権施策実施計画策定チーム会議（庁内チーム会議）（6月、8月、9月）
- ・町人権尊重のまちづくり審議会（7月、10月、12月）
- ・パブリックコメント 募集時期（11月）
- ・計画策定（12月）

5 計画策定後の推進体制について

計画の人権施策関連事業の実施状況や進捗状況については「琴浦町人権尊重のまちづくり審議会」において毎年報告を行い、点検・検証を行い、その結果を以後の計画に反映させていく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課内での検討 (助言・指導5回)	① ↓ 計画の構成について検討	② ↓ 計画構成案の作成		③ ↓ 計画全体案の作成	④ ↓ 計画全体案・パブコメ意見の検討							
庁内PTでの検討 (3回予定)		① ↓ 各課の施策の集約	② ↓ 各課の施策の内容を集約	③ ↓ 計画全体案について								
審議会の開催 (3回予定)		① ↓ 計画構成案協議		② ↓ 計画全体案について	③ ↓ パブコメで出された意見を踏まえた検討							
パブリックコメント						↔						
議会報告								↔				
									議会報告			